

弁護士鈴木信雄と近代地域社会（1）

橋本誠一

目次

はじめに——研究の視点

第一章 青少年期の鈴木信雄——弁護士試験合格までの歩み

第二章 大正期の静岡県在野法曹界

第三章 「三百屋」と会則改正問題（以上、本号）

第四章 人権蹂躪問題と陪審裁判

第五章 青年弁護士の政治活動と静岡市会への進出

第六章 静岡県会での議員活動

むすび

はじめに——研究の視点

鈴木信雄⁽¹⁾は、五〇年以上もの間、静岡県在野法曹界において弁護士業務にたずさわり、島田事件など数多くの冤罪事件を手がけ、被疑者・被告人の人権擁護のために文字通り東奔西走した人物である。また彼は、戦前・戦後を通じて保守系の地方政治家としての顔を持ち、とくに昭和前期においては市会・県会議員としての実績を積み、国政への進出を真剣に考えた時期もあつた。本稿は、この鈴木信雄という弁護士——とくに戦時期までの——足跡をできるだけ多面的に解明しようとするものである。

要するに、本稿がこれから行おうとする作業は、鈴木信雄という弁護士の人物史的研究である。しかし、その主要な目的は、単に鈴木信雄の人物像を描き出すところにあるのではない(もちろん、そうした作業は行うのだが)。我々は、こうした作業を通じて、静岡県在野法曹界、さらには警察・検察・裁判所をも含めた静岡県司法界全体の実態解明に迫ることができるとはならないかと考えている。後に見るように、鈴木信雄は、戦前・戦後を通じて、静岡県在野法曹界(戦前は静岡弁護士会、戦後は静岡県弁護士会)のなかで常に中心的役割を担っており、したがって、彼の活動を追跡することは、当該時期における静岡県在野法曹界の活動実態を——部分的ではあるが、かなりの程度において——解明することにつながるからである。また、当然のことながら、彼の弁護士活動は、警察、検察、裁判所との連携のなかで展開されており、したがって、本稿の作業は必然的に当時の静岡県司法界の実態解明の端緒を開くことにもなるだろう。

さらに、鈴木信雄が地方政治家として地域社会に関与していく過程を追跡することで、地域社会の中で在野法曹が果たしていた政治的・社会的役割を実態的に解明できるのではないかと考えている。近代日本社会では、代言人・弁護士が政治の世界に進出するのはきわめて一般的な現象であつた。事情は静岡県においても同様で、数多くの弁護士が——中央・地方を問わず——政治への道を歩んでいる。鈴木信雄もその一人であつた。このような代言人・弁護士という専門職能集団が地域

社会のなかで果たした政治的・社会的役割を、鈴木信雄という個別事例を通して、実証的に分析することがここでの課題である。

以上、要するに本稿は、鈴木信雄という弁護士的人物史的研究を通して、「地域社会における在野法曹の具体的存在形態及びその社会的・政治的機能の解明」に迫ろうとするものである。そこで次に、このような課題設定の有する研究史上の意義について確認しておく。

第一に、地域史研究としての意義である。これまでの静岡県地域史研究は、部分的に非常に重要な研究蓄積はあるものの、在野法曹史（さらには司法制度史）研究の領域にほとんど手を着けてこなかったのが現状である。こうした研究状況の一端は、最近完結を見た「静岡県史」通史編の叙述を一瞥するだけでもあきらかである。本稿は、こうした地域史研究の欠をいささかなりとも埋めることを目指している。

第二に、弁護士史研究としての意義である。従来の弁護士史研究をごく大雑把に分類すれば、①もっぱら人物史的研究としてなされたもの、②制度史的観点からするもの、③特定の事件・運動における代言人・弁護士の活動・役割を解明しようとするもの(1)が中心であったといえよう。

これに対して本稿は、人物史から出発しながら在野法曹史研究への発展を展望し、かつそれは——単なる制度史にとどまらず——制度の運用実態を解明することを目指し、さらに近代地域社会における在野法曹の政治的社会的役割を総体的に検討しようとするものである。(2)

第三に、本稿は、「ヨーロッパ法継受」過程の社会的解明という新しい研究課題への取り組みも意図している。すなわち、近代欧米社会から移植された代言人・弁護士制度が、地域社会の中にいかに浸透・定着していったのかという問題を歴史実証的に解明しようというものである。それは、言葉を換えて言えば、近代日本国家が継受した近代ヨーロッパ法制度(外在的要因)が、地域社会のレベルにおいて、いかに受容され、いかに内在化していったのかという視点からの研究であ

(9) そのためには、今後、鈴木信雄に続けて——明治・大正期の——複数の人物を取り上げていくことが必要になるだろう。本稿は、そうした作業の第一着手にほかならない。

本稿が、以上の課題にどの程度こたえることができたのかについては読者のご判断を仰ぐほかない。ただ、あらかじめ申し添えておくことがあるとすれば、それは人物史研究の難しさである。本稿が取り上げた鈴木信雄の半生に限っても、彼の人物像を的確に描き切れたという自信は最後まで持てなかったことを、率直に告白しておきたい。今後とも鈴木信雄との付き合いを続けていく中で、その不備を補っていきたいと思う。

さて、本稿の構成は以下の通りである。まずはじめに、鈴木信雄の青少年期、すなわち弁護士試験合格までの歩みを簡単に追跡し(第一章)、つぎに青年弁護士となった信雄を迎え入れる当時の静岡県在野法曹界のあらましを紹介する(第二章)。その上で、信雄自身が弁護士として直面することになるさまざまな問題、すなわち「三百屋問題」(第三章)、「人権蹂躪問題」⁽¹⁰⁾、「陪審裁判」(第四章)、そして「政界進出」(第五、六章)といった一連の問題を時系列的に検討する。こうした作業を通して、昭和前期における静岡県在野法曹界の実態とその変容過程を浮かび上がらせたいと考えている。

(1) ここで鈴木信雄の経歴を簡単に紹介しておこう。

一八九八年 静岡県小笠郡笠原村三沢(現・袋井市)に生まれる。

一九〇四年 笠原尋常小学校入学。

一九一二年 笠原尋常高等小学校卒業。卒業後は、家業(農業)に従事。この年、祖父萬藏、死去。

一九一九年 明治大学法科専門部入学。

一九二〇年 明治大学法科専門部卒業(法科専門部三年の課程を一年三ヶ月で修了)。

一九二二年 弁護士試験合格。弁護士登録。

一九二二年 静岡弁護士会会長に就任。

一九二三年 静岡弁護士会総会、会則改正決議（複數事務所の設置と「三百屋」からの訴訟引受けを禁止）。
信雄、静岡弁護士会の会長を辞す。

一九二四年 静岡市下桶屋町（現・昭和町）に事務所を新築し、独立開業。

一九二五年 国本社静岡支部の設立に参加。

一九二六年 合百師大量検挙事件（鈴木ら静岡市在住弁護士団は、検挙の不当性について静岡地方裁判所検事正、静岡県警察部刑事課長等を追及）。

日本楽器争議（国本社の同志とともに争議団を攻撃するピラを作成し、会社側を支援）。

一九二八年 静岡地方裁判所で最初の陪審裁判において弁護人を務める。

一九二九年 静岡市会議員選挙に立候補し初当選を果たす。

静岡地方裁判所で貰い子殺人陪審裁判始まる（鈴木は被告の官選弁護人を務める）。

一九三一年 静岡県会議員選挙に立候補し当選。この年、父伝七、死去。

一九三二年 静岡県会副議長に選出される（任期一年）。

一九三五年 静岡県会議員選挙で再選。

一九三九年 静岡県会議員選挙で三選を果たす。この年、母くら、死去。

一九四一年 大政翼賛会静岡県支部長代理兼庶務部長に就任。

一九四二年 静岡県会議長に就任。

一九四五年 静岡市義勇隊副隊長に就任。

一九四六年 公職追放（五一年追放解除）。

一九四八年 静岡地方裁判所、香水強盗事件で無罪判決。

清水郵便局事件、静岡地方裁判所で第一審公判始まる。同年、有罪判決(直ちに控訴)。

一九五二年 東京高等裁判所、清水郵便局事件控訴審で有罪判決。その後、弁護団の努力で真犯人を発見。

一九五二年 静岡県弁護士会会長に就任(一五四年)。

最高裁判所、清水郵便局事件上告審で無罪判決。

弁護士会長として巢鴨刑務所を訪れ、静岡県出身戦犯一四名(うち終身刑二名)を激励。その後、減刑運動を展開。財団法人法律扶助協会静岡県支部の設置に尽力(翌年から事業開始)。

一九五四年 島田事件被告赤堀政夫氏の弁護を引き受ける。

東京高等裁判所、お光さん事件控訴審で無罪判決。

一九五五年 東京高等裁判所、東益津村強盗事件控訴審で無罪判決。参議院地方区選挙で小林武治候補の選挙事務長を務める。

一九六〇年 静岡県弁護士会会長に就任(一六一年)。

静岡地方裁判所庁舎新築に尽力。

最高裁判所、島田事件上告審判決で被告側上告を棄却(赤堀政夫氏の死刑確定)。

一九六一年 日本弁護士連合会副会長に就任(一六二年)。

静岡地方裁判所に島田事件第一次再審請求を行う(六二年請求却下)。

静岡県議会警察衛生委員会の新公安条例案に関する公聴会で、参考人として原案賛成の意見を述べる。

一九六九年 春の叙勲で勲三等旭日章を授与される。

静岡地方裁判所に島田事件第四次再審請求を行う。

一九七二年 関東弁護士会連合会理事長に就任。

一九七七年 静岡地方裁判所、島田事件第四次再審請求を棄却(東京高等裁判所に即時抗告)。

一九七九年 死去。

〔出典〕鈴木信雄『裁判あれこれ』（鈴木信雄、一九五七年）、鈴木信雄『弁護士五〇年』（鈴木信雄、一九七二年）、『世のため人のため・鈴木信雄伝』（鈴木信雄先生追憶録刊行委員会、一九八九年）、山雨楼主人（村本喜代作）『鈴木信雄君を語る』（山雨楼叢書刊行会、一九六〇年）、静岡県弁護士会静岡支部癸卯会編『六十年を顧みて』（同会、一九六五年）、静岡県弁護士会編『静岡県弁護士会史』（静岡県弁護士会、一九八四年）、静岡県弁護士会『会報不二』、静岡新聞社出版局編『静岡県歴史人物事典』（静岡新聞社、一九九一年）、等より作成。

（2）この点に関しては、橋本誠一「静岡県代言人・弁護士人名一覽」、『静岡県近代史研究』第二四号、一九九八年一〇月、参照。

（3）原口清『明治前期地方政治史研究』下（塙書房、一九七四年）は、静岡県の自由民権運動で活躍した数多くの代言人（前島豊太郎、深浦藤太郎、鈴木貫之、沢田寧、鈴木音高など）の活動を詳細に分析している。また、前島頭『草莽の民権家・前島豊太郎伝』（三一書房、一九八七年）は、静岡で最初の代言人であった前島豊太郎の伝記として貴重な業績である。

（4）『静岡県史』通史編5（近現代一）、6（近現代二）、静岡県、一九九六年、一九九七年、参照。なお、警察史に関しては、浜松警察の百年編集委員会編『浜松警察の百年』（浜松中央警察署、一九七一年）、静岡県警察史編さん委員会編『静岡県警察史』上巻、下巻、資料編（静岡県警察本部、一九七九年）等がある。

（5）この点に関する業績については、とくに森長英三郎「代言人・弁護士伝記書誌」（大野正男編『現代社会と弁護士』別冊判例タイムズ第三号、一九七七年、後に森長英三郎『日本弁護士列伝』社会思想社、一九八四年、二二九頁以下、所収）が詳しい。ここに掲載されていないものは、とくに海野晋吉著・潮見俊隆編『ある弁護士の歩み』（日本評論社、一九六八年）、前掲・前島頭『前島豊太郎伝』、杉之原舜一『波瀾萬丈・一弁護士の回想』（日本評論社、一九九一年）、等をあげておきたい。

代言人・弁護士の人物史的研究に関して、本稿は、とくに以下の業績から多くのことを学んでいる。村上二博「近代日本の在野法曹とその評伝」（『日本法曹界人物事典』別巻、ゆまに書房、一九九六年、四三頁以下、所収）、同「資料・明治法律学校出身の代言人群像——至明治二六年——」（『法律論叢』第六八巻第六号、一九九六年三月、九九―一三〇頁）、同「資料・明治法律学校出身の司法官群像」（『法律論叢』第六九巻第一号、一九九六年九月、一三五―一七九頁）、同「近代的代言人の登場——児玉淳一郎と中定勝——」（『法律論叢』第七〇巻二、三号、一九九七年一月、四三―九三頁）。

- (6) 奥平昌洪『日本弁護士史』(巖南堂書店、一九一四年)、日本弁護士連合会編『日本弁護士沿革史』日本弁護士連合会、一九五九年、法曹百年史編纂委員会編『法曹百年史』(法曹公論社、一九六九年)、日本弁護士連合会編『弁護士百年』(日本弁護士連合会、一九七六年)、松井康浩『日本弁護士論』(日本評論社、一九九〇年)、宮川光治・那須弘平他編『変革の中の弁護士』「その理念と実践」上(有斐閣、一九九二年)、等々。

- (7) 前掲・原口清『明治前期地方政治史研究』下、鶴巻孝雄『近代化と伝統的民衆世界』(東京大学出版会、一九九二年)、等。

- (8) この点に関連して、村上一博は、「自由民権運動関係を除けば、研究の対象となつている代言人は、ともすれば、代官学舎、東京大学法学部や司法省法学校出身の著名な人物が中心であるとの感は否定しがたい。東京大学法学部・司法省法学校出身の代言人のほとんどは、いわゆる無試験免許代言人であるが、かれら無試験免許代言人の数は、弁護士法施行までで一七三名にすぎず、当時の代官人界全体に占めた数的割合は低い。」(前掲・村上「明治法律学校出身の代官人群像」一〇〇頁)と指摘したうえで、私立法律学校出身の代官人研究の必要性を強調している。これに倣つて言えば、従来の代官人・弁護士史研究は、(村上も言うように自由民権研究を除けば)「中央」中心であり、「地方」の在野法曹に十分に目を向けてこなかったといえるのではないか。その意味で、地方で活躍した代官人・弁護士を掘り起こし、地域社会との関わりの中で、その実態を解明していくことは、代官人・弁護士史研究にとって重要な意味があるだろう。

- (9) なお、この点に関しては、前掲・橋本「静岡県代官人・弁護士人名一覧」解題、『静岡県近代史研究』六一頁以下、参照。

- (10) 筆者は、すでに以下の論考のなかで鈴木信雄に言及している。本稿とあわせて参照いただければ幸いである。石川二三夫・矢野達雄編『法史学への旅立ち』(法律文化社一九九八年)一三〇―一四五頁、静岡県近代史研究会編『近代静岡の先駆者』(静岡新聞社、一九九九年)二六五―二八二頁。

第一章 青少年期の鈴木信雄——弁護士試験合格までの歩み

(1) 祖父の薫陶

鈴木信雄は、一八九八(明治三二)年一月四日、静岡県小笠郡笠原村字三沢(現・袋井市)で父伝七、母くらの長男として生まれた。⁽¹⁾笠原村は、一八九九(明治三三)年九月現在人口二、九八三人を数え、⁽²⁾そのなかで鈴木家は二町歩程度の田畑を耕作し、村内でも裕福な農家の一つであった。⁽³⁾周知のように、小笠郡を含む旧遠江国は、岡田良一郎らが指導する報徳運動⁽⁴⁾の活発な地域であった。こうした地域社会の有り様は、直接あるいは間接に、少年の人格形成に何某かの影響を与えたことであろう。そのような推測を裏付けられるのが、信雄の祖父萬藏の存在であった。信雄の記憶の中に刻まれた祖父の人物像は次のようなものであった。すなわち、

祖父萬藏は掛川在に居住した岡田良一郎翁に私淑して報徳宗の影響を多分に受けていたようで、部落内に長い病氣や不幸続きで仕事の遅れた家があると、月夜の夕食後など、

「早寝して勿体ない。あの家の畑を少し起こしてきてやるが、人に言うなよ」

と、鋤を肩に出でいった祖父の姿が、幼い私の眼底に深く刻まれて、今も瞳にはつきり残っている。近隣の農家の主人が重態だという噂を聞いて、その時家族と共に晩食をとっていた祖父が、

「あの家で今あの人が死んだら、あの家は闇だ。明晩は四時に起きて、水垢離をとって氏神様にお詣りに行く」といつていた。翌朝まだ夜中と思う頃に、家の後の井戸辺で、祖父が盛に水を浴びているらしい水音を聞いたことも今尚耳の奥に残っている。祖父は豪い人だと幼心に強く焼きつけられていた。⁽⁵⁾

祖父萬藏は、報徳思想の熱心な実践者として、地域社会のなかで誠実に自らの生を全うしようとした人物であつたようである。信雄は、幼い頃から、そうした祖父の生き方に強い畏敬の眼差しを向けていた。祖父もまた、唯一の跡取りである孫の成長に大きな期待を寄せ、常日頃、人として生きるべき道筋を孫に教え諭すことに努力していたようである。その頃の様子を、信雄は、後に次のように回想している。

祖父が、私が小学校に上がった頃から、日曜日にはいつも徒歩で法多山や可睡齋の参詣につれ歩いてくれたものである。「男の子は大きくなつたら世の中のためになることをしなければ駄目だよ。人の家もお前まで血筋が続いてくるまでには、何代か前に一家の主な人が死んだり病気に罹つたりして、世間の人のお陰で生きてきたことが必ずある。男に生まれて家族に食べさせて一生を終わるだけなら、鳥でも獣でも出来ることだ。家を困らないようにした上で、世の中のためになる働をしなくては男の一人前にならないぞ。」

こうした話を口癖のように繰り返し繰り返しながら、何里もの山道を歩いたものだ。社会のためにひそかに働いたいろいろな人の話をしては、あの人は偉い人だつたと賞め称えた。⁽⁶⁾

このように信雄が祖父から受けた薫陶は、「世の中のために働く人間」への成長という点に凝縮されていた。そして、それは、小笠郡出身の代議士・松浦五兵衛⁽⁷⁾に私淑する父伝七の影響とも相俟つて、信雄の目を「政治」に向けさせることになつたのである。すなわち、

小笠の大先輩で中央でも政友会の幹部であつた松浦五兵衛氏の下で、いつも提灯持をして崇拜していた父が、

「世の中のためになる一番の近道は良い政治をやることだ。山の中に道一本作つても、何百人の人が便利をし、多くの

人が元氣よく働く。大きくなったら政治をやつて、世の中のためにウント働くさ」

と頼もしそうに見つめてくれたものだ。社会のために働け、政治をやれ、これが六・七才頃からの私に対する祖父と父との家庭教育であつた。⁽⁸⁾

後に見るように、政治の世界で世の中の役に立つ仕事をするという生き方、換言すれば、「社会貢献」と「政治」への強い関心は、鈴木信雄という人間の生き方を長く特徴づけるものであつたが、その起点は彼を育んだ家庭、とくに祖父にあつたといえそうである。

(2) 農業への従事、独学、そして上京

信雄は、一九〇四(明治三七)年四月、笠原尋常小学校に入学しているが、管見の限りで小学校生活に関する資料は残されてはいない。ただ、勉学熱心な子どもであつたことは間違いないように思う。一九二二(明治四五)年三月、信雄は、笠原尋常高等小学校を卒業した。⁽⁹⁾

ところで、鈴木家では、父親の伝七が村会議員や共同製茶事業の責任者として奔走していたため、母親のくらが農業の一切を取り仕切つていた。その母の希望もあつたため、信雄は、笠原尋常高等小学校卒業後は、中学校への進学を断念し、もっぱら家業に従事することになつた。しかし、信雄の勉学意欲は押さえがたいものがあつたようで、家業に従事する傍ら——当時の多くの勤労青年たちがそうであつたように——ひとり通信制で中学課程の勉強に励み続けた。その頃の奮闘ぶりを、後に彼はこう回想している。

心の中には「世の中のためになる人に」「政治で世の中を良くする人に」という念は一時も去つたことがなく、中学課

程の独学に魂を打ちこんで、当時自動車等はなく、荷車を挽くときも教科書を読みながら稲を運び、田仕事の昼飯のときも膝に参考書を必ず拵げたもので、夕食後翌朝の二時、三時まで勉強して、心配した母から再三寝るように言われたものであった。⁽¹⁰⁾

まさに二百尊徳翁の逸話が二重写しになるような刻苦勉励ぶりであった。⁽¹¹⁾その努力の成果に自信を持ち、信雄は次第に専門学校への進学を夢見るようになったようである。そして、夢の実現に向けて、信雄が行動を起こすのは一九一九(大正八)年のことであった。

事の発端は徴兵検査であった。一九一八(大正七)年、満二〇歳になった信雄は徴兵検査を受け、不合格となった。しかし、彼はこうした結果になることを事前に予想していたようで、その折は「軍隊に一年間取られたつもりで勉強したい」と考え、進学の準備を進めていたのである。ただ、懸命の独学を積み重ねてきたとはいっても、入学できる確信もなく、不首尾の場合には引っこみが付かなくなるのを恐れ、家族には内証で事を運んでいた。そして、翌一九一九(大正八)年三月二一日、春の彼岸の中日に、信雄は一片の書き置きを残して東京に旅立った。⁽¹²⁾

東京到着後、信雄は、父の私淑する松浦五兵衛を訪ね、進路の相談を持ちかけた。これに対し松浦は、「人のために、政治で社会をよくするためにというなら、法律を勉強して弁護士になり、一面政治の面にも出て、弱い人のために働きながら社会のための政治を心掛けたまえ」と答えたという。⁽¹³⁾郷土の大先輩の言葉に否も応もなく、信雄はその足ですぐに明治大学——明治大学は、当時、法曹養成の面では中央大学と並ぶ「私学の雄」として知られていた——を訪ね、入学の申込を行った。そして、四月上旬、晴れて明治大学法科専門部⁽¹⁴⁾への入学が許可された。⁽¹⁵⁾こうして、信雄の「社会貢献」「政治」への志向は、弁護士という職業を選択することによって、より具体的なものになっていくのである。

(3) 明治大学法科専門部

信雄ら明治大学法科専門部一年生の授業は、一九一九(大正八)年四月一六日から開始された。¹⁶⁾ 弁護士鈴木信雄の歩みを辿る我々にとって、明治大学法科専門部における法学教育が信雄の法曹人生にいかなる影響を与えたのか——換言すれば、教壇に立つ法律学者・実務家からどのような理論的・思想的影響を受けたのか?——という問題が、ここでの主要な関心事である。

そこです、当時の学則を見れば、信雄が受講すべき学科目とその学年配当は次頁の通りであった。法科専門部の場合、外国法・外国語を除き、すべての授業科目が必修である。その内容は、現在の大学における法学教育とほとんど大差ないように思えるが、いわゆる弁護士試験科目中心の時間割編成であるという点では実学的性格が顕著であるといえよう。

次に、実際に各授業科目を担当する教師の氏名を確認しておこう。一五頁の表は、第一学年配当科目の担当教師一覧である。

学科目	学年	第一学年	第二学年	第三学年
法学通論		全部		
憲法		全部		
刑事訴訟法		総論	各論	
民法		総則、物権(一章、七章) 親族	全部	債権(二章二節以下全部) 相続
民事訴訟法			物権(八章以下全部) 債権(一章、二章一節) 第一編	相続(二章二節以下全部) 相続
商法			総則、商行為、会社	第二編以下全部
破産法			全部	全部
行政法			全部	
国際私法		国際公法(平時)	国際公法(戦時)	国際私法
経済学・財政学		経済原論	財政学	
法学			全部	
簿記学		全部		
擬律擬判				擬律擬判
口述推問				口述推問
法学実習		実習	実習	実習
独法・独語		独法・独語(随意)	独法・独語(随意)	独法・独語(随意)
英法・英語		英法・英語(随意)	英法・英語(随意)	英法・英語(随意)

〔出典〕『資料明治大学教育制度発達史稿〔四〕』歴史編纂資料室報告第一集、明治大学広報課歴史編纂資料室、一九七九年、二八頁。

学 科 目	担 当 講 師	備 考
法学通論(全部)	岡 田 朝 太 郎	法学博士
民法総則(一章、三章)	仁 井 田 益 太 郎	法学博士、兼任講師
民法総則(四章、六章)	井 上 登	法学士、兼任講師
民法物権(一章、七章)	霜 山 精 一	法学士、兼任講師
民法親族(全部)	島 田 鉄 吉	法学士、兼任講師
刑法総論(全部)	岡 田 朝 太 郎	法学博士
憲 法(全部)	副 島 義 一	法学博士、兼任講師
国際公法(平時)	遠 藤 源 六	法学博士、兼任講師
経済学(全部)	小 林 丑 三 郎	法学博士、専任講師
英 法	立 石 謙 輔	法学士、兼任講師
英 語	高 野 礼 太 郎	マスター・オブ・ロー
独 法	岡 田 庄 作	明治大学法学士、ドクトル・ユーリス、兼任講師
独 語	速 見 澁	文学士

「出典」前掲『資料明治大学「四」』五六頁、明治大学百年史編纂委員会編『明治大学百年史』第一巻・史料編一、明治大学、一九八六年、七一五頁以下、等より作成。

この表から言えることは、当時、法科専門部の授業を担当していた教師のほとんどは、他大学の教授(仁井田益太郎、副島義一)、裁判官(井上登、霜山精一、立石謙輔、岡田庄作)、行政裁判所評定官(島田鉄吉)、海軍省参事官(遠藤源六)など、要するに他に本務を有する「兼任講師」であつたといふことである。明治大学専任の教員は、確認しうる範囲では、経済学担当の小林丑五郎だけであつた。⁽¹⁷⁾ また、明治期を代表する刑法学者・岡田朝太郎は、一九一五(大正四)年東京帝国大学教授の職を辞した後、早稲田大学や明治大学などで教鞭をとり、とくに明治大学では学生の自主的法学研究組織「攻法会」の顧問を務めるなど深い関わりを示しているが、この当時、専任であつたか否かは確認できない。⁽¹⁸⁾

このように必ずしも「恵まれた」とは言い難い教育体制の中で、信雄はどのような勉学生活を送つたのだろうか。最初に結論を述べるならば、信雄はきわめて勉強熱心な学生であつたが、それは決して彼が真面目に授業に出席してつたといふことを意味しない。その点を、彼自身の証言を引用しながら、説明しよう。すなわち、

入学したものの、一年間だけの許可を受けて、妻と当時生まれていた長女初之を両親の許に残して上京した自分としては、外と同級生のようにのんびり講義を聴いている訳にはいかない。早速計画を立てて、一学期の期間で一学年分の学力を獲得することにした。

先ず月曜から土曜までは学校の図書館、日曜日は日比谷と上野の両図書館で、憲法、民法、刑法、民刑訴訟法を中心とした法律を広く深く勉強するとともに、当時は知名人の保証があれば著書の借出しができたので、松浦(五兵衛——引用者)さんの保証で主として論文集等を図書館から借出して、下宿で深夜まで読み漁つた。⁽²⁰⁾

要するに、信雄は、ほとんど大学の講義を聴かず、図書館と下宿での勉学に明け暮れる毎日を送つてつた。これでは、教師から学問的影響を受ける機会に恵まれるといふことはほとんど期待できないだろう。このような生活は、彼自身が述べて

いるように、上京にあたって「一年間だけ」という条件で家族の許可を得ていたために、その期間内に目標——一年間で三年分の学力を獲得する——を達成しようとしたことに起因している。

その信雄が、当面の目標としたのは編入試験であった。当時、明治大学では、死亡・退学などの理由で学年定員に欠員が生じた場合に限り、編入試験を実施していた。もし下級生がそれに合格すれば、学期途中であっても、当該学年に進級することができたのである。しかし、編入試験に合格するのは決して容易なことではなかった。通常の学年末試験（筆記試験）の場合全科目平均で一〇〇点満点中の六〇点を及第点とした（ただし、一科目でも四〇点未満のものがあれば不合格となる）。このような評価基準は、編入試験についても同様に適用された。したがって、信雄が専門部二年生に編入するためには、一学年全科目の筆記試験で平均六〇点以上をとらなければならなかった。⁽²¹⁾

幸いにも信雄は、厳しい勉強の甲斐あって、九月下旬に実施された編入試験において見事に合格を果たした。そしてさらに、翌一九二〇（大正九）年一月には、三学年編入試験にも合格した。そして、三学年の学期が終了する七月をもって、ついに明治大学法科専門部を卒業したのである。入学後わずか一年三ヶ月のことであった。この間の学生生活について、後に信雄が次のように回想しているが、まさに壮絶な勉強ぶりであった。

思えば慌しい、そしてメチャメチャに勉強した一年であった。一年間に先生の講義を聴いた時間は二十時間に満たないで、殆ど図書館と下宿の机の前に座り続けた。緊張の連続と睡眠不足で一年間に体重が丁度二貫目（八キロ）減った。⁽²²⁾

（4）弁護士試験への挑戦

卒業後、信雄は直ちに弁護士試験の準備にとりかかった。周知のように、当時の弁護士法（一八九三年三月四日法律第七号、いわゆる旧々弁護士法）によれば、弁護士となるためには、日本臣民で民法上の能力を有する成年以上の男子であり、

かつ弁護士試験規則により試験に合格することが必要であつた。⁽²³⁾

弁護士試験規則(一八九三年五月二日司法省令第六号)により、弁護士試験は毎年一回実施された。まず、試験志願者は、試験を受けるべき裁判所の検事局を経由して、試験委員長に願書・履歴書、試験手数料等を提出しなければならない。試験は筆記試験と口述試験とがある。筆記試験は憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法、国際公法、国際私法の九科目について行われ、筆記試験に合格すれば、次に口述試験を受験することができる。口述試験は民法、商法、刑法、民事訴訟法の中から少なくとも三科目について実施された。試験合格者は、その氏名が官報で公告され、「及第証書」が授与される。

信雄が初めて受験した弁護士試験(筆記試験)は、一九二〇(大正九)年九月二十七日から一〇月一日までの期間、貴族院衆議院内試験場において実施された。⁽²⁴⁾このとき信雄は、筆記試験には合格したものの、口述試験で惜しくも不合格となつた。そして翌年、再び挑戦する。そうして迎えた一九二一(大正一〇)年弁護士試験(筆記試験)は、六月二〇日から二四日までの五日間、司法省で実施され(なお、この年は一月にもう一回弁護士試験が実施されている)、受験者一六六五名が難関に挑んだ。ちなみに、この時のおもな試験問題は左のようなものであつた。⁽²⁶⁾

△商 法(六月二二日午前)

- 一、株主の権利を説明すべし
- 二、白地手形の性質を説明すべし

△国際私法(午後)

- 一、当事者の本国法に依るべき場合に於て若し当事者が国籍を有せざるときは如何
- 二、如何なる場合に外国法の適用を制限すべきか

△国際公法（二三日午前）

- 一、国際争議の解決方法を挙げて説明すべし
- 二、局外中立国の権利を挙げて説明すべし

△憲法（午後）

- 一、帝国議会の国法上の地位を説明すべし
- 二、予算と法律の干係を論ずべし

△行政法（二四日）

- 一、自治団体と公共組合との差異を説明すべし
- 二、警察行政上個人の自由を制限し得る範囲を説明すべし

最終的に口述試験に合格した者の氏名は、九月三〇日付の官報で発表され、信雄は見事上位の成績で合格を果たした。信雄、満二三歳のときであった。なお、全合格者の数は一〇二名、合格率は約六・一％であった。⁽²⁷⁾それから約一ヶ月後の一月四日、信雄は東京で弁護士登録を行って⁽²⁸⁾いる。

信雄の回想によれば、この間、彼は合格の報を携えて松浦五兵衛を訪ねている。この時、郷土の青年の奮闘を大いに喜んだ松浦は、自らの尽力で静岡市に招聘した弁護士・岡崎伊勢蔵⁽²⁹⁾の事務所を紹介し、弁護士開業の便宜を図ってくれた⁽³⁰⁾という。こうして信雄の弁護士生活は静岡市で始まることになる。⁽³¹⁾

(一) 鈴木信雄『弁護士五〇年』（鈴木信雄、一九七二年）二頁、山雨楼主人（村本喜代作）『鈴木信雄君を語る』（山雨楼叢書刊行会、一九六〇年）一頁、『世のため人のため・鈴木信雄伝』（鈴木信雄先生追想録刊行委員会、一九八九年）六頁。なお、以下に引用する場

合は、それぞれ『五〇年』、『語る』、『伝』と略記する。

(2) 静岡県小笠郡地方改良会編『静岡県小笠郡勢要覧』(同会、一九二六年)三六頁。

(3) 「信雄の祖父萬藏は」若い頃から誠実に農耕を営み、評判の働き者だったため、貧農から叩き上げて、遂には村でも一、二番の分限者となり、この地方では名望家の一人に数えられた」(前掲『語る』一頁)という。

(4) 周知のように、報徳運動の基本理念は報徳思想は二宮尊徳の創唱になるものである。その尊徳の数多い門人の中で四大人といわれたのが、富田高慶、斉藤高行、福住正兄、そして岡田良一郎(一八三九―一九一五)であった。良一郎の父佐平治(一八一二―一八七八)は報徳思想の熱心な活動家で、一八七五(明治八)年、掛川に遠江国報徳社を設立した。そうした影響もあって、良一郎は一六歳で二宮尊徳の塾に入り、後に父に代わって遠江国報徳社の社長職に就いた。また彼は、一八七八(明治一一)年に掛川農学社を、一八九二(明治二五)年に掛川信用組合を設立するとともに、邸内に私塾「翼北学舎」を設け多くの人材を育成した。良一郎の指導する遠江国報徳社は、一八九八(明治三一)年一〇月、社団法人として認可され、一九一一(明治四四)年には社名を大日本報徳社と改めた。しかし、翌年、良一郎は病気のため辞職した。岡田良一郎の唱える報徳主義は、最大多数の最大幸福を「本源」とする実利主義であり、かつそれは自己のためにする個人主義によるものではなく、「私利ヲ去リテ公利ヲ計」り、天徳・皇徳・祖先父母への「徳ニ報ユル」主義であったという。この点については、海野福寿・加藤隆編『殖産興業と報徳運動』(東洋経済新聞社、一九七八年)四一頁以下、小笠郡教育研究協会社会部編『小笠郡誌』(小笠郡教育研究協会、一九五一年)九二頁以下、三省堂編修所編『コンサイス日本人名事典(改訂版)』(三省堂、一九九〇年)二六三、二六六頁、等を参照。

(5) 前掲『五〇年』四頁。なお、引用に当たっては、必要に応じて適宜句読点を付した。とくに断らない限り、以下、同じ。

(6) 前掲『五〇年』四―五頁。

(7) 松浦五兵衛は、当時、政友会系の代議士として中央政界で活躍していた。松浦は、一八七〇(明治三)年、小笠郡河城村(現菊川町)栗田文次郎の次男清作として生まれ、その後左のような経歴を辿った。

一八九二年 中央大学を卒業。

- 一八九三年 西郷村（現掛川市）松浦五平治の養子となる。
- 一八九五年 小笠郡西郷村村会議員当選。松浦家を家督相続し、五兵衛と改称。
- 一八九六年 小笠郡会議員当選。
- 一八九九年 県會議員に当選。
- 一九〇〇年 小笠郡農会長に当選（一〇九年九月）。西郷村長当選。静岡県茶業組合連合會議員に選任（一三一年）。
- 一九〇一年 静岡県農会評議員に就任（一〇二年二月）。
- 一九〇二年 衆議院議員に初めて当選。
- 一九〇三年 衆議院議員当選。
- 一九〇四年 衆議院議員当選。西郷村村會議員当選。
- 一九〇七年 日本製茶株式会社を設立し、取締役に就任。
- 一九〇八年 衆議院議員当選。
- 一九一一年 静岡県茶業組合連合會議長に就任（一三一年）。小笠郡農会長に就任（一三二年）。
- 一九一二年 衆議院議員当選。
- 一九一五年 衆議院議員当選。
- 一九一七年 衆議院議員当選。静岡磚茶株式会社を設立し、取締役に就任。帝国農會議員に就任。
- 一九二〇年 衆議院議員当選。
- 一九二一年 静岡県茶業組合連合會議所会頭に就任（一二四年四月）。
- 一九二三年 静岡県農会長に就任（一三一年）。
- 一九二四年 衆議院議員当選。
- 一九二五年 政友本党幹事長となる。衆議院副議長。

一九二六年 総務となる。

一九二七年 衆議院副議長。茶業組合中央会議所会頭に就任(一九二一年)。

一九二八年 衆議院議員当選。政友会総務となる。

一九三〇年 衆議院議員選挙で落選。

一九三二年 死去(享年六二歳)。この時、立憲政友会静岡県支部長、茶業組合中央会議所会頭、静岡県農会長、静岡製茶幹旋所社

長、掛川商業銀行頭取、静岡新報社社長を兼職していた。

(以上は、おもに「静岡新報」一九三二年三月二三日付、前掲「静岡県歴史人物事典」四二九頁、による)

(8) 前掲『五〇年』六頁。

(9) 前掲『語る』一頁。

(10) 前掲『五〇年』七頁。

(11) なお、一九一六(大正五)年、満一八歳の春、信雄は結婚して妻よねを迎え、間もなく長女初之が生まれた(前掲『五〇年』七頁、前掲『伝』九頁)。

(12) 前掲『五〇年』七頁、前掲『伝』一〇頁。

(13) 前掲『五〇年』八頁。

(14) 私立明治法律学校は、一九〇三(明治三六)年八月、専門学校令による私立明治大学として認可され、さらに一九二〇(大正九)年四月には、大学令による明治大学として認可された。したがって、信雄が入学した当時は、まだ専門学校令による私立明治大学の時代であった。一九〇四(明治三七)年明治大学学則によれば、明治大学は、法学部、政学部、文学部、商学部、および高等研究科をもって構成されている(それぞれ法科大学部、政科大学部などと称されていたようである)。各部には本科と専門科が置かれた(専門科はさらに正科と特科に別れた)。法学部の場合、本科は日本語教授の外、英語・仏語もしくは独語による外国法の教授を行い、専門科はもっぱら日本語による教授を行うというものであった。修業年限はともに三ヶ年である。本科または専門科の学科課程を修

了した者には卒業証書を授与し、それぞれ「明治大学法学士」「明法学士」の称号を用いることを認めている。

本科の入学資格は、中学校・師範学校等を卒業し、さらに大学予科において一年半の高等普通教育を履修した者であることを要する。これに対し専門科正科の入学資格は、中学校・師範学校の卒業者、専門学校入学者検定試験合格者、などであることを要する。さらに専門科特科の場合は、明治大学が実施する試験（国語・漢文・数学）に合格した者、明治大学がこれと同等の学力を有すると認定した者などである（明治大学百年史編纂委員会編『明治大学百年史』第一巻史料編Ⅰ、明治大学、一九八六年、五七三頁以下）。信雄の場合、専門科に入学したのは確かだが、それが正科と特科のいずれであったのかは不明である（なお、専門科は後に法科専門部と改称された）。

ところで、「明治大学学況報告」（一九〇八年）は、入学資格について次のように述べている。すなわち、「専門部ハ分テ正科特科トシ、中学卒業者又ハ之ト同等ノ資格アル者ヲ正科生トシ、其他ヲ特科生トス。元来専門部ハ、汎ク専門学ニ志ス者ノ為メニ設ケタル部門ナルヲ以テ、其入学資格ニハ可成制限ヲ置カズ、専門学ヲ会得応用スルニ足ルベキ素養アル者ハ何人ト雖ドモ其入学ヲ自由ナラシメンガ為メ特科ヲ設ケタル所以ナリ」（前掲『明治大学百年史』第一巻史料編Ⅰ、六七五頁）。

(15) 明治大学への入学が決まった後、信雄はいったん帰郷し、「一年間だけ」という条件で家族の許しをもらい、改めて上京し、学生生活を開始した（前掲『五〇年』九頁）。

(16) 『資料明治大学教育制度発達史稿四』歴史編纂資料室報告第一集（明治大学広報課歴史編纂資料室、一九七九年）五二頁。なお、明治大学は、信雄が入学する前年の一九一八（大正七）年から、学年暦を四月一日開始、翌年三月三十一日終了に変更した。この新しい学則の適用を受けるのは、信雄をはじめとする第一学年と前年度から適用されている第二学年であった。第三学年は、旧学則の適用を受けるため、従前通り九月からの新学期開始となっている。（前掲『資料明治大学教育制度発達史稿四』一〇頁）

(17) こうした状況は第二学年においてもほぼ同様であった（次頁図参照）。

学 科 目	担 当 講 師	備 考
刑法各論	岡田庄作	明治大学法学士、ドクトル・ユーリス
刑事訴訟法	清水孝蔵	法学士、兼任講師
民法物権編(八章以下)	横田秀雄	法学博士、兼任講師
民法債権編(一章―二章一節)	横田秀雄	法学博士、兼任講師
商法総則	須賀喜三郎	法学士、兼任講師
商法商行為	水口吉蔵	明治大学法学士、ドクトル・ユーリス、兼任講師
商法会社	松波仁一郎	法学博士、兼任講師
民事訴訟法(第一編)	早川弥三郎	明治大学法学士、ドクトル・ユーリス
行政法	鳥村他三郎	法学士
国際公法(戦時)	遠藤源六	法学博士、兼任講師
法理学	寛克彦	法学博士、兼任講師
英 法(随意科目)	立石謙輔	法学士、兼任講師
英 語(随意科目)	高野礼太郎	マスター・オブ・ロー、専任講師
独 法(随意科目)	水口吉蔵	明治大学法学士、ドクトル・ユーリス、兼任講師
独 語(随意科目)	速見 混	文学士
簿 記	中瀬勝太郎	
科外講義	鳩山秀雄 <small>(マ)</small>	法学博士

〔出典〕前掲『資料明治大学「四」五六頁、前掲『明治大学百年史』第一卷・史料編一、七二五頁以下、より作成。

(18) 岡田朝太郎については、とくに小林好信「岡田朝太郎の刑法理論」『法律時報』第五二巻八、九号、参照。

(19) 前掲『明治大学百年史』第一卷・史料編一、四九九頁。

(20) 前掲『五〇年』一〇頁。

(21) 前掲『明治大学百年史』第一巻・史料編一、五七九、五八一頁。

(22) 前掲『五〇年』一三頁。ところで、このような禁欲的な学生生活は、ある意味で、当時の大正デモクラシー状況の影響を（意識的にしろ無意識的にしろ）遮断することで成り立つものであったといえる。信雄の下宿と図書館という狭い、「生活世界」のすぐ外側には、時代の波が大きく押し寄せていたからである。例えば、信雄が三年生編入試験に合格するのとはほぼ同頃、一九二〇（大正九）年一月一八日には、日比谷公園で学生普選大会が開催され、明治大学の学生・真鍋儀十が演説中に警官に拉致・連行されるという事件が起きている。また、明治大学の中でも大きな動きがあった。同年四月一六日、明治大学は大学令による明治大学として設立を認可された（文部省告示第二六五号）。しかし、専門学校時代以来の劣悪な教育条件に大きな改善は見られなかった。そのため、信雄が卒業した後であるが、同年一二月には講座問題・教室不足問題で学生大会が開催されている。大学昇格後八ヶ月経って、講座、教室ともに大学として充実していないとの不満が学生の中に高まったためである。（明治大学創立百周年記念事業委員会歴史編纂委員会編『図録・明治大学百年』明治大学、一九八〇年、九二頁以下）

(23) ただし、①判事、検事の資格を有する者等、②「法律学ヲ修メタル法学博士」、③帝国大学法律科卒業生、④旧東京大学法学部卒業生、⑤司法省旧法学校正則部卒業生、⑥司法官試験であった者は、試験を要せずに弁護士となることができた。なお、この他、⑦弁護士法施行当時すでに代言人であった者は、施行日から六〇日以内に弁護士名簿への登録を申請すれば、試験を要せずに弁護士となることができた（旧々弁護士法三五条）。

(24) 『法律新聞』第二七〇四号（一九二〇年六月二〇日付）、第一七三九号（同年九月一八日付）。

(25) 前掲『五〇年』一三頁、前掲『伝』一一頁。なお、この年の筆記試験志願者は二〇四〇名であった。『法律新聞』一七二四号（一九二〇年八月一〇日付）。

(26) 『法律新聞』第一八五一号（一九二二年六月二八日付）。

(27) 『法律新聞』第一八九〇号（一九二二年一〇月五日付）、前掲『五〇年』一四頁、司法省編『司法沿革史』（法曹会、一九三九年、復

刻版、一九六〇年)三三七頁。

(28) 『法律新聞』第一八九〇号(一九二二年一月五日付)。

(29) 岡崎伊勢蔵は、一八八〇(明治一三)年九月、岡山県邑久郡辛島村の農家に生まれる。一九〇一(明治三四)年七月、英吉利法律学校(〇三年東京法学院大学、〇五年中央大学と改称)卒業。翌年、判検事登用試験に合格。司法官試験として宮崎地方裁判所に勤務するも、一年未滿で辭職。〇三年五月、東京で弁護士開業。静岡県政界の大立者・松浦五兵衛等の懇請を受けて、〇五年掛川町に移住・開業。一二(大正元)年、静岡市に転住し、市内紺屋町に事務所を設ける。二二年、静岡市會議員に當選。同年六月、静岡民友新聞社社長に就任(二七年三月退職)。また、静岡電気鉄道会社社長として同鉄道の電化実現に尽力。二八(昭和三)年、東京に戻る。三九年一〇月二二日、死去。(前掲・橋本「静岡県代言人・弁護士人名一覽」六九頁)

(30) 前掲『五〇年』一六頁、前掲『伝』一一頁。

(31) 本文中で述べたように、『法律新聞』によれば、信雄は東京で弁護士登録を行ったことになっている。この記事が正確であれば、その後、静岡市での開業に当たり登録換を行ったと思われるが、現在のところその事実を確認できない。

第二章 大正期の静岡県在野法曹界

一九二一(大正一〇)年二月、鈴木信雄の弁護士生活は静岡市で始まった。本章では、我々の主題である信雄の弁護士生活を辿るのに先立ち、まず当時の静岡県在野法曹界の実情を垣間見ておこう。これから信雄が入っていくとする静岡県在野法曹界とはいったいどのような「世界」であったのか。

(1) 大正期の弁護士法制

最初に、行論に必要な限りで、当時の弁護士法制を概観しておきたい。周知のように、当時の弁護士法（いわゆる旧々弁護士法）によれば、弁護士は、開業に当たり、各地方裁判所に備え置かれた弁護士名簿に登録しなければならない。名簿登録を希望する者は、当該地方裁判所検事局を経由し、司法大臣に請求しなければならない。

本稿との関連で重要な点は、旧々弁護士法が、弁護士の職務を裁判所における訴訟代理行為と定めるのみで、法廷外での法律事務一般については何も規定していないということである。つまり、同法においては、弁護士の業務独占が認められるのは訴訟代理行為のみであり、それ以外の法律事務一般については弁護士資格を有しない者でも業として行うことが可能——より正確には、「違法ではない」というべきか——であった。

弁護士は「報酬アル公務」を兼務することはできないが、府県会議員や市町村会議員などの名誉職を兼職することは可能である。当時の弁護士が市会や県会の議員を兼職している事例が多いのは、こうした制度的理由による。

弁護士は、所属地方裁判所ごとに設立された弁護士会に加入しなければ、職務を行うことができない。弁護士会は会長、副会長などの役職を置き、毎年、定期総会また臨時総会を開くことができる。弁護士会で審議できる事項は次の三つに限られていた。すなわち、①法律命令または弁護士会会則に規定した事項、②司法大臣または裁判所からの諮問事項、③司法上もしくは弁護士の利害に関して、司法大臣または裁判所に建議する事項、である。

弁護士会は、司法大臣の認可を受け、会則を定める。弁護士会に所属する弁護士は会則を遵守する義務を負い、違反すれば懲戒処分を受ける。したがって、弁護士法に定めのない事項でも、会則によって禁止されていれば、弁護士はそれを遵守しなければならない。また、弁護士会は検事正の監督を受け、①会長・副会長等の選挙結果、②総会・常議員会開会の日時・場所・議題等について検事正に届け出る義務を負わされている。検事正は弁護士会の会場に臨席し、また会議の結果を報告させることもできる。

本稿との関連でもう一つ重要なポイントは、以下の点である。旧々弁護士法によれば、弁護士は所属地方裁判所またはその管内区裁判所所在地に事務所を定めることができる(その場合、所属地方裁判所検事局への届出が必要)と規定し、所属地方裁判所管轄内での複數事務所を設置を容認している。さらに、弁護士がその所属地方裁判所の管轄外——つまり他府県——に事務所を設けることも認められている、その場合、その職務を行うべき地方裁判所所在地の弁護士会則を遵守する義務を負わされる。⁽¹⁾

弁護士に弁護士法または弁護士会会則に違反する所為があるとき、会長は、常議員会または総会の決議にもとづき、検事正に申告し懲戒を請求しなければならない。検事正は、会長の申告または職権をもって、懲戒訴追を検事長に請求する。弁護士に対する懲戒事件については、管轄控訴院において懲戒裁判所が開かれる。なお、懲戒裁判所が科す懲戒罰は、譴責、一〇〇円以下の過料、一年以下の停職、除名の四種類である。

(2) 弁護士の職場風景

大正期における静岡県在野法曹界の実態については多面的な検討が必要であるが、ここではまず以下の事実を指摘してきたい。

第一に、当時、どの程度の訴訟が裁判所に持ち込まれたのかという点について。『法律新聞』は、一九一九(大正八年)頃の「静岡法況」を某弁護士の談話として伝えている。それによれば、「静岡地方の人氣は一般によい方で、商人なども商業道德の觀念が高いと云つてよからう。そこで事件は今迄少なかったが、近頃は民事事件が多く為た^(ママ)」⁽²⁾という。しかし、残念ながら、静岡地方裁判所所蔵の判決原本が戦災で失われたため、当時の實際の状況を知ることが困難である。⁽³⁾そこで、限られた資料ではあるが、参考までに一九一六(大正五)年九月の静岡地方裁判所新受事件(民事事件)一覽表を左に掲げておこう。

日	原告	被告	訴名
二二	清水銀行	清長平外三人	貸金(一、〇〇〇、〇〇〇)
二二	伊藤しん	伊藤松太郎	離婚
二二	望月利吉	望月敏一	相続人廃除
四四	原科弥太郎	師岡 智	貸金(一、〇〇〇、〇〇〇)
四四	藁沢清策	藁沢式男	相続人廃除
七	松浦春吉	松浦亮一	相続人廃除
一一	掛川銀行静岡支店	長尾一郎外二人	約束手形金(六、〇〇〇、〇〇〇)
一一	戸本重雄	田中英吉	私生子認知
四四	長谷川春吉	村松和吉	土地建物所有権取得登記抹消手続
四四	田畑弥右衛門	寺崎誠一外一人	阻害行為廃罷(三、七五〇、〇〇〇)
四四	西沢喜平	西沢金五郎	売買登記抹消手続
一五	倉松銀行	中野福太郎	貸越金(九九九、三四〇)
一五	小山三蔵	望月健吉	約束手形金(三、〇〇〇、〇〇〇)
一九	鐵道院	杉本幸次郎	土地収用補償金減額請求
一九	秋山平吉外四人	板倉代次郎外四人	組合臨時總會招集
一一	野田浅次郎外一人	渡辺藤作	財産分離請求
一一	中安勘太郎	中安義一郎	相続人廃除
一一	市川常吉	三浦大蔵	貸金
一一	榛原商業銀行	松下幾平	貸金(五、六三四、九〇〇)
一一	芦川まさ子	遠藤政平	私生子認知
一一	朝比奈てう	朝比奈力松	離婚
一一	渡辺重房	市川善七	私生子認知
一一	吉村鉄之助	斉藤利吉	土地建物器具返還(五、二五〇、〇〇〇)
二五	秋山安太郎	和田国平外二人	總代無効確認
二七	西本作市	西本りせ	夫婦同居
二八	渡辺 基	駿豆電鉄会社	貸金(四、四八八、一七〇)
三〇	田畑弥右衛門	松下小平	約束手形金
三〇	水野熊次郎	青木源作	約定金支払(二、〇〇〇、〇〇〇)

〔出典〕『静岡法律新聞』第二八号(一九一六年一〇月一五日付)

この月に限って言えば、平均一日一件弱の民事訴訟が新たに裁判所に持ち込まれている。これが、信雄が弁護士となる五年前の「市場」規模である。この「市場」をめぐる、弁護士間の競争が——静岡市内在住弁護士だけでなく浜松市や沼津市、場合によっては他府県の弁護士も巻き込んで——繰り広げられるわけである。ただ、弁護士間競争が激しくなる事情が存在していたとしても、当時の静岡県在野法曹界はいたつてのんびりとした「悠長」な世界であつたことも指摘しておく必要があるだろう。信雄の証言に基づいて、当時の在野法曹界の雰囲気を再現してみよう。

当時、静岡市には一六人位の弁護士がいて、中には明治二十年以前まだ弁護士制度のなかつた頃弁護士の前身であつた代言人をしていたという先生方も三、四人位残つていて、法廷も裁判所の弁護士控所も実にのんびりしたものであつた。先生方は用事があつてもなくても控所に集まつてきて碁を打っている。法廷で事件が始まる毎に、廷吏(当時廷丁さんと呼ばれていた)さんが、控所にその事件の担当の弁護士先生を呼出しに来る。処が廷吏さんに碁好きの人がいて先生方の碁に見入つてしまつて、法廷では裁判官がのんびり待つてゐるといふ風景が時々見られた。⁽⁵⁾⁽⁶⁾

第二に、静岡弁護士会の活動状況について。静岡県でも他府県と同様に、一八八〇(明治一三)年代言人規則改正により、代言人組合が設立され、さらに一八九三(明治二六)年弁護士法の制定によつて静岡弁護士会が設立された。静岡県における代言人組合から弁護士会に至る歴史については、資料的な制約もあつて、多くを語ることはできないが、そうした中で鈴木信雄自身が大正期の静岡弁護士会の様子について貴重な証言を残している。すなわち、

明治二六年に弁護士会が発足しても、会の事業というものは殆どなかつた。いわば親睦団体のようなものであつたよう
で、創立後二五、六年の間は会長といつても名義だけ。浜松、沼津からは会長を出す動きもなく、本庁のある静岡から

出したが、これも先輩達が面倒がつて何時からか新しい弁護士が登録すると、その新米弁護士を翌年の会長にするという慣例ができたのである。私が登録したのは大正一〇年であるが、初めて弁護士控え所にいつて、「未熟者でござい
ますが、よろしく願います」と頭を下げたとき、居合わせた先輩の先生方が一斉に手を叩いて「来年の会長が来た、
来年の会長が来た」と笑顔で迎えて下さつて、面くらつたことが、今もはっきり記憶に残つて⁽⁷⁾いる。

彼によれば、当時の静岡弁護士会は「親睦団体」的性格のもので、組織性は稀薄であつた。それだけに、他府県で往々にして見られる派閥争いも顕在化していなかつたようである。会長職もいわば「雑用係り」的な存在であつたために、弁護士登録したての新米弁護士が会長職に就任するという慣例が成立したのであろう。信雄も、この慣例に従つて、弁護士登録の翌年、一九二二（大正一一）年四月に静岡弁護士会の会長に就任した。⁽⁸⁾

(3) 弁護士の実務修習

すでに述べたように、鈴木信雄は、一九二一（大正一〇）年二月、静岡地方裁判所所属弁護士として岡崎伊勢蔵事務所
で弁護士業務を開始した。当時、岡崎は静岡を代表する弁護士として世評も高く、一九一五（大正四）年現在、三つの事務
所（静岡市紺屋町、浜松市伝馬町、沼津町城内）を有して⁽⁹⁾いた。さらに、信雄が入所した頃は、五つの事務所（静岡、浜松、
沼津、掛川、吉原）を有するまでに「経営」を拡大して⁽¹⁰⁾いた。このように弁護士が複数の事務所を開設しているという事例
は、当時にあつては、決して珍しいものではなかつた（この問題については改めて言及する）。岡崎の弁護士活動でとくに
興味深いのは、『静岡法律新聞』という月刊新聞を毎月一五日に発行し、五〇〇〇部を各町村および市民に配布していたと
いうことである。このような新聞媒体の活用は、立憲民政党系新聞「静岡民友新聞」の社長を兼務していた岡崎ならではの
手法であつたといえるかもしれない。⁽¹¹⁾その頃の岡崎事務所の様子を信雄は次のように回想している。

当時、岡崎弁護士事務所は静岡市紺屋町にあって、私もその一室を与えられて来客に面接したり書類を作成したりしたのであるが、来客が他の弁護士のように「先生」と呼んで貰いたくない一心でいろいろ工夫して、岡崎先生の奥さんが裁判所の往復に人力車(当時は自動車等は一切なかった)をとってくれて、電話で呼ぶと愧のない人力車の車夫が、

「鈴木先生お迎え!!」

「鈴木先生お帰り!!」

と、元氣よく送り迎えをして貫禄をつけてくれた。⁽¹²⁾

ところで、弁護士試験に合格したとはいっても、弁護士成り立ての信雄は(当然のことながら)法律実務について何も知らなかった。周知のように、当時は司法修習の制度がなかったからである。それでは信雄のような新人弁護士は、どのような方法で法律実務を修得したのであるうか。残念ながら、岡崎から何らかの指導を受けたのかどうかについて、信雄は何も語っていない。代わりに、次のような興味深い証言を残している。少し長くなるが、煩を厭わず、引用しよう。

まだ修習のなかった時代で、私も司法試験(弁護士試験の誤り——引用者)に合格して登録だけはしたものの、法廷の実務は一向要領が判らないで、民事裁判の法廷に初めて被告の代理人として出たところ、原告と被告の着席する場所が判らないで困っていると、先輩の中野⁽¹³⁾という老先生が原告の代理人で、大勢の関係者の傍聴している前だけに、恥ずかしい思いをさせないように、「鈴木先生は被告の代理人でしたな、被告だから席はこちらですかな」などとそれとなく教えてくれる。裁判長から被告の代理人の答弁はと聞かれても、「原告の請求棄却を願います」という決り文句が出てこない。すると中野先生が、「被告だから原告の請求棄却でしょうな」と教えてくれる。先輩の温い指導が身に浸みて

有難かつたものである。処がこうして原告の代理人に教わり教わり訴訟を進めたところ、後に被告の私の方が勝って、原告の中野先生の方が負けてしまった。毎回傍聴していた原告の本人が怒るかと思つたところ、「俺の方で頼んだ中野先生は若い被告の弁護士にいろいろ教えて、とうとう被告の弁護士に勝ってしまった。中野先生は豪い先生だ」と得意になって褒めたことがあつて、その時代の悠長だった世情が記憶に残っている⁽¹⁴⁾。

体系的実務修習が制度的に用意されていない以上、現場（法廷等）での経験を積み重ねながら法律実務を修得していくというやり方が一般的となるのは、ある意味で必然なことかもしれない。また、こうした経験主義的実務修習のあり方は、静岡県在野法曹界の「悠長」な雰囲気——例えば、先に紹介した、中野福三郎弁護士の新人弁護士への配慮などはその典型であろう——に大きく支えられていたといえるだろう。⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾

(1) いうまでもなく現行法では、所属弁護士会の地域内はいうまでもなく、他の弁護士会の地域内に設置することも含めて、複数事務所
の設置を一律に禁止している（弁護士法二〇条）。

(2) 『法律新聞』第一六一九号（一九一九年一月一八日付）。

(3) この点に関連して、橋本誠一「浜当目村永小作地訴訟関係資料」解題（『焼津市史研究』創刊号、二〇〇〇年三月、四二頁以下）を参照。

(4) 大正期後半以後、弁護士試験合格者急増の影響で、静岡市内で開業する弁護士の数も大幅に増える。これは、当然、弁護士間の競争激化をもたらすことになるだろう。この点については、前掲・橋本「静岡県代言人・弁護士人名一覽」解題、六一頁以下、参照。なお、日本弁護士協会が一九三〇年に初めて公表した全国弁護士経済統計によれば、総収入が生活費を下回っている（つまり赤字経営）の弁護士割合は、静岡六割六分六厘で、全国第七位の高率である。（『法律新聞』第三二八二号、一九三〇年一月二五日付）

(5) 前掲『五〇年』一八〜一九頁。

(6) 大正期以降、長きにわたって裁判所事務官として静岡地方裁判所に勤務していた沢瀬義雄氏の回想も紹介しておく。

その当時(大正三年の裁判所庁舎新築以後——引用者)はみんな洋服ではございませんで羽織はかまで、そしてそれぞれ人力車でも必ず登庁していた。しかも、車夫に弁護士の名字を書いたのを着けさせていた。私ども法廷から見ている、ああ弁護士というのはいもんだなあと、つくづく思っていました。(笑)。そして、来るとまずお茶を飲んで、碁が始まる。私どもは法廷へ入っているが、弁護士さんの方は法廷に入らずに、碁を打って、それが済んで、廷吏さんが弁護士さんに、先生の事件が始まりますよ」と呼びにいく。それから弁護士さんはおいでになって仕事をする。まことに悠長でありました。また、その当時は、それぞれ法服を着ておりましたから、法廷の中は非常にりっぱで嚴肅でもありました。一歩法廷を出ると磊落な点がありまして、そういう点はいまの裁判所、弁護士会等とは違つてゆつたりして、いい気分のところでした。(前掲『静岡県弁護士会史』二七頁)

(7) 鈴木信雄「静岡県弁護士会の自慢はなし」(『自由と正義』一九五一年八月号、後に前掲『静岡県弁護士会史』一頁以下、所収)。引用は『静岡県弁護士会史』による。

(8) 前掲『五〇年』二二頁。

(9) 『静岡法律新聞』第二八号(一九一六年一〇月一五日付)。

(10) 前掲『静岡県弁護士会史』三〇頁。

(11) 筆者が閲覧したのは、春山俊夫氏所蔵の『静岡法律新聞』第二八号(一九一六年一〇月一五日付)である。この場を借りて、資料閲覧の機会を与えていただいた春山氏に衷心より謝意を表したい。なお、前掲『静岡県弁護士会史』二九頁、静岡県弁護士会静岡支部葵卯会編『六十年を顧みて』(同会、一九六五年)三六―三七頁には、鈴木信雄所蔵にかかる同紙第一八号が写真で掲載されている。

(12) 前掲『五〇年』一八頁。なお、信雄の岡崎事務所での待遇(給料等)は不明である。そこで、参考までに、静岡市出身の弁護士・海野晋吉(一九一四年弁護士登録)が大場茂馬弁護士事務所(東京)に入所した当時の模様を紹介しておく。

松井 先生が大場事務所にお入りになって、大場先生から手当をもらうことはございましたか。

海野 まる一年は一文もいただかないで、うちから小づかいを送ってもらって、どうやらやっておりました。ちょうど、まる一年たつ

たときに、これはわずかだけれども小づかいにしないとおっしゃって、三〇円下さいました。大正四年か、五年ごろの三〇円です。どうやら安い家賃の家を借りることができるくらいな金額でした。それから後はだんだんお金をいただくようになって、先生が亡くなる大正九年ごろには、七、八〇円いただいていたと思います。(前掲・海野『ある弁護士歩み』二八—二九頁)

(13) 中野福三郎弁護士。中野の略歴は以下の通りである。

一八六八年 島根県安濃郡太田村に生まれる。

一八八九年 明治法律学校卒業(八八年卒業とするものもある)。

一八九〇年 はじめて静岡に来たり、静岡地方裁判所において代言人試験に合格(代言人免許取得は一八九三年)。

一八九六年 福岡地方裁判所検事に任命(九七年とするものもある)、以後和歌山地方裁判所等に赴任。

一九〇〇年 検事を退官し、静岡市研屋町に弁護士事務所を開設。その後、市会議員、市会議長、弁護士会長等を歴任。また、焼津遠洋漁業会社創立に関係し、同社の重役となる。

(前掲・橋本「静岡県代言人・弁護士人名一覽」七八頁)

一九二五年 死去。享年五八歳。

(14) 前掲『五〇年』一九—二〇頁。

(15) ところで信雄は、一九二二(大正一〇)年二月二八日、市内有名料亭において弁護士開業披露の宴を催し、ここに静岡市在住の弁護士、検事、判事全員を招待している(前掲『五〇年』一七頁)。こうした弁護士開業披露宴は、従前から慣行的に行われていたようであるが、これなどは経験主義的実務修習をうける上で不可欠の人的紐帯を確立するという点で、たいへん重要な役割を担っていたといえるのではないだろうか。

(16) ここでも参考のために、海野晋吉弁護士の「実務修習」の様子を見ておこう。

海野 (大場事務所では——引用者) 中井君という方が万事とりまわっていました。この人は実に何でも知っている事務員なんです。

この人に巴町の区裁判所に連れていってもらいました。訴状の書き方は先生(大場茂馬弁護士——引用者)にも教わりまし

けれども、中井君に大部分教わったようなものです。(中略)

松井 先生は大場事務所で、どのような実地教育を受けられましたか。

海野 教育というか、むしろ失敗談といったほうがよいと思うのですが、いろいろな失敗を重ねながら弁護士実務というものになれていったといえますね。(前掲・海野『ある弁護士の歩み』二七、三二頁)

第三章 「三百屋」と会則改正問題

(1) 「三百屋」の実態

大正期における静岡県在野法曹界の実態を語るうえで、「三百屋」問題を欠かすことはできない。そもそも「三百屋」⁽¹⁾とは何か。まずはこの説明から始めよう。本稿では、とりあえず、次のように定義しておきたい。三百屋とは、報酬または対価を得ることを目的に、弁護士紹介・債権回収・紛争解決(和解・仲裁等)・法律事務処理などを業とする者をいう。さて、問題はその実態である。実は、ここでも信雄は貴重な証言を残している。そのおかげで、我々は静岡県における三百屋の実態をより容易に理解することができる。以下、長文にわたるが、貴重な資料なので紹介しよう。

鈴木 それで、大正十年の年末ごろは、弁護士のどこの事務所でも、五割か六割ぐらゐは事件の依頼者が直接来るんです。あとの四割なり五割というのは、素人が弁護士さんの事務所へ行くのは非常に気おくれがしてこわい。ところが、それを案内してくれる「三百屋」というのがあったんですよ。どの村へ行ったらって口ききで、年じゅう一定の職業がなくて、人のもめごとの中へ入ったり、警察へ引つ張られて困ったといえばもらい下げ運動をしてやる。こういういわ

ゆる三百屋というものがどこの村にもあつて、これが事件の当事者を案内して弁護士事務所へ来るわけだ。

そのころ有名な三百屋というのがありましたよ。伝馬町の伊藤。大したもんで、弁護士よりいばつてゐる。八千代町に原某という三百屋もいて、これなんか依頼者を何百人となく持つてゐる。それが出入りをすると弁護士の事務所は繁盛する。何かその三百屋の気分を悪くしてその事務所へ行かなくなつて、ほかの事務所へ行くようになると、前に出入りをしてゐた事務所は、ガツタリ暇になる。こういう状態だつたね。

それでひどいやつは本人が勝つか負けるかわからんような事件で、先に費用を出すのは危ないというのと、三百屋が立て替えるんだ。弁護士の依頼賃も訴訟費用も立てかえて、損害賠償なり何なりの訴訟をやる。そのかわりその裁判が勝つて金が入ると、三分の一は弁護士のお札、三分の一は三百屋が取る。頼んだ本人のところへ三分の一しか行かない。沓谷に寺尾という三百屋がゐる。あれと懇意になつて、先生の事務所へ出入りさせなさいよなんて言われたことがあるんですね。恐らく当時県下に三百屋が三千人とか五千人いたでしょう。

当然その弊害が非常に多い。三百屋のカイライに弁護士が使われている。

しかも弁護士の事務所が県下へ何カ所でも出せることになつてゐる。ほとくの先輩の岡崎先生なんていうのは、静岡事務所があるのもちろんだが、浜松にあるし、掛川にあるし、吉原（現・富士市——引用者）にあるし、沼津にある。静岡以外に四つ事務所を持つておつた。そこには代書上がりの人がいたのもゐるが、あとはみんな三百屋なんだな。五十ぐらいの風体のいかめしい、それこそ袴をはいてゐるような、事務員ということではあるけれども三百屋なんだ。これが岡崎先生の判を使つて支払い命令を出す。それから刑事事件を頼みに来れば保釈申請は出す。差し押さえには自分が執達吏とノコノコ出かけていく。一切やつてゐる。どうしても法廷へ出にやならんときには、岡崎先生のところへ電話をかけて呼ぶと、先生が来て、そうして「今日のご苦労さん」。帰りには幾らか手数料をもらつて帰る。

ひどいやつは県下に七カ所も八カ所も、出張事務所を持つてゐる弁護士が、沼津の弁護士でもあつたんです。これが

弁護士信用も傷つけたんですね。⁽²⁾

少し長い引用になったので、その要点を改めて整理しておこう。すなわち、

①どの地域社会(村)にも三百屋という者が存在し、日常的に弁護士紹介・紛争解決等を生業としていた。なかでも静岡市内には、数百人もの依頼人を抱える有力な三百屋が存在していた。静岡県内における三百屋の数は、三千人から五千人程度であり(その統計的根拠は明らかでないが)、⁽³⁾ 弁護士事務所を持ち込まれる訴訟事件の約半数は彼らを仲介するものであったという。こうした三百屋との癒着如何が弁護士事務所の経営に多大な影響を与えていたのである。

②しかし、三百屋という場合、訴訟紹介を目的に弁護士事務所に入りする者だけを指したのではない。表向きは弁護士事務所の事務員として、実質的には弁護士から看板貸しを受けて、単独で保釈申請や差押手続など種々の法律事務を処理し、報酬・対価を得る者も存在した。彼らは、出廷の必要があるときだけ弁護士に事件を依頼し、そのつど弁護士に報酬を支払ったのである。⁽⁴⁾

このように三百屋の存在形態はきわめて多様であった。現代社会で言えば、「整理屋」と呼ばれるものもつともこれに類似する社会的存在であるといえよう。ただ、三百屋と整理屋とが大きく異なるのは、前者は必ずしも違法な存在ではなかったということである。旧々弁護士法は、弁護士資格を持たない者が上記業務を行うことを禁止していなかったからである。

しかし、三百屋の中には依頼人を欺罔または脅迫など違法な手段を用いて不当な報酬・対価を得ようとする悪質な者もいたため、ほとんどの府県では三百屋を取り締まる府県令を制定していた。⁽⁵⁾ 静岡県も、一九〇九(明治四二)年四月に制定した静岡県警察犯処罰令(県令第一四号)を、一九二〇(大正九)年九月二四日県令第五九号によって次のように改正した。

第一条 左ノ各号ノ一ニ該当スルモノハ三十日未満ノ拘留又ハ二十円未満ノ科料ニ処ス

一 法令ニ依リ特ニ権能ヲ有スル者ニアラスシテ利害關係ナキ他人ノ訴訟事件非訟事件告訴其ノ他ノ紛争ニ付紹介鑑
定和解仲裁代理勸誘助言其ノ他ノ干渉ヲ為シ利ヲ図リタル者⁶⁾

しかし、他府県と同様に、警察犯処罰令改正による三百屋取締はほとんど見るべき成果を得られなかったようである。こ
うした事態を受けて、静岡岡県が改めて三百屋取締を強化したのは一九二七（昭和二）年一二月のことであつた。この年、静
岡県は次のような通達「俗称三百師取締ノ件」（一九二七年二月二日検号秘第四四四号）を發している。すなわち、

俗称三百師（三百屋のこと——引用者）ノ取締ニ関シ静岡岡県警察犯処罰令ノ規定儼トシテ存スルモ、之ヲ勵行シタル事
例極メテ稀ナルヨリ、近時斯輩ノ横行其極ニ達シ、甚タシキハ公然牌ヲ掲ケテ其匪行ヲ敢テスルモノアリ。斯クテハ県
令ノ威信地ニ墜チテ遂ニ死法ニ帰スルノ虞ナシトセス。今ヤ弁護士法ヲ改正シテ嚴ニ其輩ヲ処罰セムトスルノ義アリ。
草案既ニ成ルト聞ク。斯輩其死命ノ急ナルヲ知ルヤ、焦慮百端愈々益々良民ヲ蠢惑シテ紛争ヲ煽起シ、因リテ以テ多額
ノ利ヲ獲ムトスルモノ日ニ多キヲ加フルノ風アリ。コノ際各位ハ嚴ニ県令ヲ勵行シテ良民ヲ保護シ、一面斯輩ヲシテ一
日モ早く正業ニ就カシムルヤウ、切ニ努力セラレンコトヲ望ム。⁷⁾

当時進行中であつた弁護士法改正問題の動向が三百屋の活動を活発化させているという状況認識に立つて、静岡岡県警察部
は三百屋の取締強化に乗り出したのである。信雄が弁護士業務を開始したのは、通達の表現を借りれば、「百端愈々益々良
民ヲ蠢惑シテ紛争ヲ煽起シ、因リテ以テ多額ノ利ヲ獲ムトスルモノ日ニ多キヲ加フル」という時期であつた（ただ、警察の
このような状況把握が的確なものであつたかどうかは現時点では検証できないが）。

ところで、我々は、三百屋をどのように評価をすればよいのだろうか。結論から言えば、我々は、すべての三百屋を一律に否定的にとらえ、(警察のように)取締りの対象としてのみ見るべきではない。静岡地方裁判所所属弁護士は、一九二五(大正二四)年現在、少なくとも六〇名を数えた。⁽⁸⁾しかし、すでに見たように、静岡県内にはこれをはるかに上回る数の——少なくとも数百名、英雄の回想では数千名の——三百屋が日常的に活動し、地域社会に各種の法的サービスを提供していた。これは、地域社会が大きな法的需要を抱えているにもかかわらず、弁護士が十分な法的サービスを供給できていないという現実を背景に、こうした「需給ギャップ」を埋めるといふ社会的必要性に促され——いわば自然的に——三百屋が発生したとみるべきである。⁽⁹⁾それは、当時の弁護士制度にとつて、いわば「光」と「陰」のごとき関係を有するものであった。⁽¹⁰⁾このような三百屋問題への対処の仕方として、当時、少なくとも二つの道があつただろう。一つは、三百屋を法律事務一般から排除し、弁護士の業務独占を拡大する方向であり、もう一つは彼らに一定の法曹資格を付与し制度化する方向である。⁽¹¹⁾それでは、静岡弁護士会はこの問題にどう対応したのか。これが次節の課題である。

(2) 静岡弁護士会則改正

三百屋の存在は、明治期から、全国に普遍的に見られた現象である。これに対する在野法曹界の対応は、府県によつてまちまちであつた。⁽¹²⁾ここ静岡県では、三百屋問題への取り組みの必要性は早くから認識されていたようである。しかし、具体的な手だては何もなされなのまま、いたずらに時日を過ぎ去っていた。こうした事態に変化が生まれたのは、一九二二(大正一一)年のことであつた。ここで一つの新聞記事に注目しよう。「三百屋征伐／弁護士連奮起」という見出しで同年九月二〇日付の新聞に掲載された記事である。すなわち、

近時、本県下各地に俗に三百屋と称するモグリで訴訟事件を取扱ふものが増加し、各所を漁り歩いて訴訟を引受けて不

当の手数料を徴収し、或は貸金証書を二束三文で買受け、債務者に対して苛酷の取立てを為すもの多く、之れが為め弁護士迷惑一方ならず誤解さへ招いてゐるので、静岡在住の水谷、越崎、鈴木、村松甚の四弁護士は此際四十歳以下の弁護士を以て法曹倶楽部を組織し、各所に於て講演会を開き弁護士の立場を明かにすると共に、法律事項に関して質問に應ずる由だが、聞く処に依れば三百屋は「弁護士に訴訟を依頼すれば多額の料金を取られて結局弁護士の喰物になるから我々に委任した方が手数料も少く利益だ」と相手方を欺いて事件を引受けるとのことだが、斯んな三百屋に事件を依頼すればそれこそ喰物になつて了ふから、一般は注意すべきである⁽¹³⁾。

これによれば、静岡在住の若手弁護士が「法曹倶楽部」を組織し、講演会や法律相談などの活動を通じて「三百屋」問題の是正を図ろうというのである。法曹倶楽部の結成に参加したのは、鈴木信雄（一九二二年現在で満二四歳）、越崎昇太郎⁽¹⁴⁾（三四歳）、村松甚一郎⁽¹⁵⁾（三五歳）、水谷団次⁽¹⁶⁾（三六歳）といった気鋭の若手弁護士たちであつた。三百屋問題に若手弁護士が積極的に取り組んでいたという事実は注目に値する。この時、鈴木は静岡弁護士会の会長でもあつた。

翌一九二三（大正一二）年五月二六日、鈴木よつて召集された弁護士会総会に一つの会則改正案が提案された。その主な内容は、①複数事務所を設置を禁止する、②弁護士会が作成した三百屋名簿に登録された者からの訴訟引受・紹介を禁止する、という二ヶ条を会則に加えるというものであつた⁽¹⁷⁾。総会の詳細は不明だが、後日の報道によれば、当日は会則改正案審議が第二説会まで進んだところで委員会付託に決し、委員会の検討結果をうけて改めて継続総会を開催することになつたようである。その後、委員会は三回の会合を重ねて修正案をとりまとめ、継続総会に提出した。かくして同年六月二三日に継続総会が開催され、議論百出の後、ほぼ原案通り可決された。当日の様子は次のように報じている。

静岡弁護士会定時継続総会は二十三日午後二時開会し、出席者は浜松市佐藤・井上・栗田氏、沼津の島田・榊原氏等四

十余名に達し、五月二十六日の総会に於て委員付託となつた会則改正案に付き、堀委員長から委員会の経過に就て詳細な報告があり、之を議題として議事に入り、議論百出の結果、二三の修正を加へ、大体委員会案通り可決確定して午後六時閉会し、七時から求友亭に於て懇親会を催したが、会則改正案の要点は、従来各弁護士が不健全な出張所を設置し、殆んど看板貸をして居たために、弁護士の知らぬ間に弁護士の名義を以て種々悪辣手段を為し、弁護士の名譽を傷付けて居た事は尠なくないので、此儘放置すれば今後専任弁護士を置かなければ絶対出張所設置を許可されない様になる虞れがあるから、此際断乎たる処置を執つて此悪三百代言を根絶すべく、弁護士会に於て秘密裡に三百屋名簿を作製し之れに掲載した者からの依頼は断然拒絶する事⁽¹⁸⁾

総会終了後、静岡弁護士会は司法大臣に対して会則改正の認可申請を行い、同年一〇月二日付で司法大臣の認可を得た(一〇月五日静岡地方裁判所検事正から認可書を交付されている)⁽¹⁹⁾。その後、鈴木は弁護士会長の職を辞したようである。

さて、ここで会長職を務めた信雄が、会則改正問題でどのような役割を果たしたのかについて言及しておきたい。戦後、信雄はこの問題を回想して次のように述べている。すなわち、

大正十一年(一二年の誤り——引用者)の年に非常に三百屋が跋扈して弊害があるということで、静岡の岡崎弁護士と沼津の島田という弁護士とそれから浜松の佐藤章次という弁護士と三人連名で会則の改正案というのを出したんです。それは県内の事件屋の名簿を弁護士会で作成して、その名簿へ載せられた者から事件を受けてはいかんという改正案が出たわけです(略)。その時分には裁判所の会議室を借りて、弁護士会の総会をやるんです。その改正案の臨時総会を、僕が会長だもんですから招集したわけです。ところが、その当時としては、まだ事件屋の事件を受けないと成り立っていないかんという弁護士が四分の一あつたか三分の一あつたか、あつたんです。そういう人が非常にその改正案に反対を唱

え、そして事件屋の事件を受けなくても立派にやっつけていけるという人達は改正案を通そうとしたわけです。ところが県下の事件屋が二〇〇人か三〇〇人集まって静岡で総会を開いて、これは自分達の死活問題だから総会には押しかけるといふことが伝えられて、当時の検事正が確か三家さんだったですか、非常に心配してくれて警察へ連絡をとって、で、僕が出て行く時には、護衛してくれたんです。それで、その総会を開いたところが（略）、浜松の井上剛一、それから高柳覚太郎、沼津の島田宅治郎、これは市会議長をやった人ですね。それから静岡の中田先生、岡崎先生、これに対して反対を唱えた人の、名前は省略しますけれども活ばつな動議が出てね。僕弱ってしまったことを今でも覚えているんですよ。（笑い）どうしていいかわけがわからんですよ。ところがとうとうその改正案が通過したんです。⁽²⁰⁾

要するに、会則改正案を提案したのは岡崎伊勢蔵（静岡）、島田宅二郎（沼津⁽²¹⁾）、佐藤章次（浜松⁽²²⁾）の三弁護士であり、この外に中田駿郎⁽²³⁾、高柳覚太郎⁽²⁴⁾、井上剛一⁽²⁵⁾などの先輩弁護士たちが重要な役割を担ったという。また別の回想でも、「先輩の、三百屋を相手にしなくてもやっていけるような古顔の諸君が、弊害があるからこの改正案を通さなきゃいかんと（主張した⁽²⁶⁾）」と述べ、この問題における先輩・古顔弁護士連のイニシアチブを強調している。

しかし、我々は、こうした信雄の回想をそのまま鵜呑みにすることはできないだろう。信雄ら若手弁護士たちが「法曹倶楽部」を設立したことについてはすでに言及したが、こうした若手弁護士層の動向は無視できないものがあると考えらるからである。この点に関して、弁護士会総会の顛末を報道した先の新聞記事が会長職にあった鈴木信雄の役割を次のように評価しているのが参考になる。すなわち、

此改正は目下司法省に於て審議中の弁護士法の趣旨に添ふものであるが、該改革は過去十年来一部会員中に叫ばれて居た事で、各会員は其必要を痛感し乍ら同業者に対する遠慮から荏苒今日に及むだが、現鈴木会長は此点に於て自由な立

場にある関係上、断然十数年来の懸案を解決実施するに至つたのである。而して新会則は直に司法大臣に認可の申請をする筈だが、斯の如き改正は全国弁護士会に於て嚆矢であると。

三百屋との深い癒着関係にある者の多い古手弁護士と違い、若き鈴木会長は「自由な立場」からこの問題の解決に果断に取り組むことが可能であつたのである。こうした認識は、事態の経過に照らして見るとき、概ね妥当な評価であつたといえるだろう。また、それは、信雄ひとりに当てはまるものでなく、多くの若手弁護士連にも同様に向けられるべきものであるだろう。⁽²⁷⁾ 思うに、弁護士会総会では——信雄が述べているように——「大家」の先輩弁護士連が会則改正の矢面に立つたものの、その背後には若手弁護士連との密接な連携があつたと考えるべきではなからうか。

(3) 会則改正のその後

さて、鈴木信雄会長のもとで断行された会則改正は、その後の在野法曹界にどのような波紋を引き起こしたのだろうか。会則改正後、弁護士会は早速常議員会を開催して三百屋の名簿を作成し、各会員に(秘)文書として配布している。しかし、この間の作業も決して順調に進んだわけではなかつた。再び、信雄の回想である。

ぼくが十年に開業して、一一年に会長でやつたわけですよ。大正一一年一〇月六日(二二年一〇月五日の誤り——引用者)、弁護士会則変更許可というのです。あとは三百屋の名前を載せるのに常議員会がもめたんだ。おれのところへ出入りするやつだけはそれに載せんようにしてくれなんていう運動があるんだな。ところが、ほかのやつからこういうやつがどこそここの事務所へ出入りしておるから、載せちまえと。こういつてもめたんだ。⁽²⁸⁾

三百屋の名簿作成の段階に至つてもなお、三百屋との癒着を解消できない弁護士がいたことが窺い知れる。さらに名簿完成後も、弁護士会と三百屋との抗争は続いている。例えば、三百屋が債権譲渡を受けて起こした民事訴訟において、被告側弁護士は弁護士会作成の三百屋登載名簿を裁判所に証拠として提出し、「原告は三百屋であり、その債権譲渡は信託法違反で無効である」という抗弁⁽²⁹⁾を行った。当時は、こうした抗弁が非常に多かったという⁽³⁰⁾。これに対し、名簿に登載された三百屋の中には弁護士会に抗議や名誉毀損の告訴をする者もおり、その後、相当期間にわたつてもめつづけたという⁽³¹⁾⁽³²⁾。しかし、いづれにしても、三百屋からの訴訟事件引受の禁止、複数事務所禁止という会則改正は、長年にわたつて続いてきた弁護士と三百屋の癒着を断ち切る上で、大きな効果を發揮したのは間違いない⁽³³⁾⁽³⁴⁾。

なお、その後の全国的動向について言えば、一九二八(昭和三)年、司法省がいわゆる三百屋の存在を容認する弁護士法改正案を用意したのに対し、日本弁護士協会が大規模な反対運動を展開するという動きがあつた⁽³⁵⁾。司法省側は、一九三〇(昭和五)年六月頃までは、「所謂三百代言人といへども何等法規に違反するところなく法律事務をなすを生業とする者の数も多いのであるから、この自然的に發達した法律事務取扱の機能を法律を以て禁止あるひはこれに反したるとき直に罰則を以て臨むといふことは穩当ではないとの意向」であつた。しかし、遅くとも同年一〇月頃には、在野法曹界の強い要望を受け入れる形で、従前の見解を修正した模様である⁽³⁶⁾。

その結果として、一九三三(昭和八)年五月、改正弁護士法が公布された(法律第五三号、いわゆる旧弁護士法)。その大きな特徴の一つとして、ここでは複数事務所の設置が一律に禁止されたことをあげておきたい。また、同日公布された「法律事務取扱ノ取締ニ関スル法律」(法律第五四号)によつて、いわゆる三百屋からの訴訟事件の引き受けが禁止されたことも注目される⁽³⁷⁾。すでに明らかかなように、この二つの点は、静岡弁護士会の会則改正がすでに先取りに実現していたものである⁽³⁸⁾。

ところで、会則改正は、弁護士と三百屋の癒着を断ち切るというレベルで弁護士のあり方を見直したただけではなかつた。

それ以外にもさまざまな波及効果を静岡県在野法曹界に及ぼした。その第一が、静岡弁護士会の性格の変化である。すでに述べたように、当時の静岡弁護士会はいわば親睦団体的な性格にとどまり、とりたてて会として取り組むべき事業もなく、登録したての新米弁護士を会長職に充てるという慣行まで存在した。しかし、会則改正問題の帰趨は、弁護士会自体の組織的重要性を各会員に再認識させたようである。会則改正のような重要問題を処理するためには、弁護士会が親睦団体的な性格を脱し、より明確な指導力を發揮する会長によって組織運営される必要があると考えられたのである。³⁹⁾こうして新米弁護士が会長職に就くという慣行は廃され、これ以後、有力弁護士が選出されることになった。事実、鈴木信雄の後任として選出されたのは、かの中野福三郎弁護士であつた。⁴⁰⁾

しかし、このときの会長選出のあり方が弁護士会内に大きな対立を引き起こした。従来、浜松や沼津に在任する弁護士は会長選出にまったく関心を示さず、もっぱら静岡市在任弁護士が会長に選出されていた。そのため、今回の会長選出に当たつても、静岡市在任弁護士たちは従前の慣行通りに市内在任弁護士の中から会長を選出した。これが浜松や沼津の弁護士たちの反感を買い、その後、長期にわたつて静岡と浜松・沼津との地域対立が続いた。⁴¹⁾注目すべきことは、この時も会則改正問題の時と同様に、鈴木を始めとする若手弁護士たちの活躍が会内の地域対立の解消に大きな役割を果たしたことである。信雄はこう語っている。

この時、静岡、浜松、沼津の二〇歳代、三〇歳代の弁護士が横の連絡をとつて起ち上がり、春秋会という親睦団体を作つて、親父達のような先輩弁護士の喧嘩の中にはいり、会長は静岡、浜松、沼津にこだわらないで、人物本位で先輩達の中から選出するという運動を起こしたことで、先輩の先生方も数の上から春秋会という通りにならざるを得なくなつて、さしもの泥仕合も一年後には円満に収まつてしまつた。⁴²⁾

このように若手弁護士が組織的に結集し、弁護士会の運営や活動に対して実質的な影響力を行使するようになるのは、従前には見られない新しい特徴である。そうした傾向は、次章で取り上げる人権蹂躪問題にも認めることができる。

(1) 「三百屋」の名称は必ずしも一般的なものではなく、他に「三百代言」、「三百」、「事件屋」、「訴訟紹介人」などさまざまな呼称が存在したが、本稿ではとりあえず「三百屋」で統一することにした。

(2) 前掲『静岡県弁護士会史』三〇―三一頁。

(3) ちなみに東京市内には、約六〇〇人以上の三百屋が散在していたといわれている（『法律新聞』第一五一七号、一九一九年三月三日付）。

(4) 鈴木信雄と同じ時期に弁護士登録し、浜松市で開業した大石力弁護士の証言も紹介しておこう。すなわち、「出張事務所の中にも裁判所の書記などを途中でやめた方で、本当にまじめな人もいたんですよ。ところが、だんだんいわゆる三百的な男になっていくんです。三百を培養するような場所になっている。出張事務所がね。多くは経験を積んできますと、出張事務所の主任の事務員というのは簡単なことはやれますし、判を預けておくもんだから知らない間でも、何でもどんどんやっちゃまうんですよ。先生は知らないなんという問題が起きるんですね。（略）浜松の弁護士でも愛知県へ、豊橋とか名古屋に事務所を出しているものもありましたよ。静岡の弁護士はたいてい浜松へ出張事務所を持っていった。浜松でも静岡へ持っている人はありましたけれどもね。」（前掲『静岡県弁護士会史』三三頁）

また、先に紹介した沢瀬義雄氏は、同時期の掛川町の様子について次のように証言している。こちらも紹介しよう。「私はちょうど、そのころ（一九二二年頃——引用者）、掛川におりました。掛川でも実際の弁護士さんは栗田小文治さん一人でしたけれども、事務所はほかに五カ所ぐらい、そして結構三百的なことをやっている事務所も二、三ありました。」（前掲『静岡県弁護士会史』三四頁）

(5) その主なものは、『法律新聞』第一六〇一号（一九一九年一〇月三日付）に見ることができる。なお、ここに掲載されている一九一

○(明治四三)年四月一〇日県令第一七号「静岡県警察犯処罰令」の存否は未確認である。

(6) 前掲『静岡県警察史』上巻、七五一頁。

(7) 前掲『静岡県警察史』資料編、一一二九頁。

(8) 前掲・橋本「静岡県代言人・弁護士人名一覽」六四頁。

(9) 実際、三百屋の中には、依頼者から不当な報酬や対価を得るために違法な手段に訴える者がいる一方で、地域社会の法的需要に誠実に対応する者も存在した。その典型例として、我々は、岩手県で起こった小繫事件に関与した小堀喜代七をあげることができる。小堀は、慶応三(一八六七)年、南部藩の下級武士村田平太郎の次男として生まれるも、三歳で叔父の遠藤家に養子に入る。小学校卒業後は八戸町の呉服屋に奉公に入り、二〇歳で独立。二五歳の時、商売敵の小堀甚太に見込まれ、婿養子に入る。養父甚太死亡後の売掛代金回収にからむ裁判沙汰のために、彼は弁護士を知り、裁判を知った。その後、彼は身に付けた法律知識をいかして農民たちの相談に乗り、いつしか「三百」「山師」という噂を立てられたという。一九一七(大正六)年、入会山を簞奪された小繫部落の農民たちが小堀に助力を求めたのはそういう背景があったからである。そしてこの小堀喜代七こそ、小繫部落の農民たちに自分たちの権利が民法上の「入会権」であることを最初に教えた人物である。その後、小堀は、警察官憲による不当逮捕・拷問、さらには長期に及ぶ逃亡生活に耐えながら、そして自らの資産を切り崩しながら、小繫訴訟に立ち上がった農民たちを指導しつづけた。小堀は、小繫事件を引き受けるに当たって、農民たちから「勝訴すれば山をもらう」という証文を得ていたが、一九四九(昭和二四)年、死の床でそれを焼き捨て息を引き取ったという。小堀喜代七については、戒能通孝『小繫事件——三代にわたる入会紛争——』(岩波新書、一九六四年)八〇頁以下、『北方の農民(第一号―第三号)復刻版』(『北方の農民』復刻版刊行委員会、一九九九年)二七一頁以下、四五二頁以下、等を参照。

また、布施辰治弁護士は、昭和初期、弁護士法改正案と法律事務取扱に関する法案に対する意見を述べる中で、いわゆる三百屋の中には一般市民の信頼に依って法律事務の取扱をなす者(たとえば無産団体争議部のように)がいる一方で、弁護士の中には資格を持っていても依頼者に損害を与えるような失態を曝す者もいるとしたうえで、職業選択の自由の観点から、前者のみを禁圧するこれ

ら法案の不当性をならしている。すなわち、「立案者の意図が(一)の弁護士法案に於て資格特権強調の事件依頼者に対する優越的位置の強調を主眼として、(二)の法律事務取扱に關する法律に於ては、濫りに三百退治と稱する好名辭の下に、事實上社会的信用と社会生活の体験に訓練せられたる無資格法律事務取扱者の好意と犠牲を任ずる法律事務取扱の圧迫を主眼とし、あたかも、それら無資格法律事務取扱者の法律事務取扱によつて有資格法律事務取扱業者の法律事務が蚕食横奪せらるゝもの、如き僻見を包蔵する条文字句の対照甚だ不純を極めてをる。(略)法律事務取扱に關する法律案に就いては、その立案の意図が、かの暴力行為等取締に關する法律案が名を暴力団の取締りに藉り、その実、労働者団体、農民団体、借家人団体等々無産団体の団体的運動を弾圧してをると同様、労働者団体、農民団体、借家人団体等々無産団体等々無産団体の法律事務取扱を弾圧する意図に出でたるものなることを指摘暴露すると同時に、絶対的職務の自由を強調してその全案に反対する。惟ふに、世間の所謂三百と稱する無資格法律事務取扱者中には悪辣非道な者もあるにはある。だが社会生活の訓練と好意の任侠を以て一般人の信頼に俟つ法律事務を取扱つてをるものも少くない。而してそれら無資格法律事務取扱者は簡易敏捷、よく事件解決の成績を挙げてをる者のあることを無視するわけには行かない。と同時に、所謂有資格者と雖も、所謂法律家の縁故者なるが故に法律を學んで弁護士の資格を獲得しても、全然不適材不適所にして依頼者を誤る事務取扱の失態を暴露してをる者も少くないことを通觀し、最も公平な見地から本案全案に反対しなければならぬ。」

〔法律新聞〕第三二二五号、一九三〇年一月一日付)

なお、この点に關連して、井ヶ田良治「明治前期の共有山林民主化運動の一資料——吉野地方の公事家・半公事家の記録——」(一)(二)(三・完)〔社会科学〕六三、六四、六五号、一九九九年九月、二〇〇〇年一、九月)は、吉野地方における地域社会の民主化運動のなかで自らの法的知識を駆使して活躍した橋本信衛の關係資料を紹介しており興味深い。

(10) 高柳賢三は、一九二六(大正一五)年に執筆した論文「弁護士法改正の根本問題——弁護士法社会化の必要——」のなかで、次のように述べている。「俗に『三百』と稱し、弁護士たるの資格なくして弁護士類似の行為を為す事を業とする者が近来著しく増して来た。此等の者の中には随分酷い事をする者がある事も事実である。従て、此等の階級の発生は社会的に見て望まじきものでない。然し府県令で、三百取締に關する規定が置かれては居るが、斯る取締のみに依て之が増加を防止することは困難である。弁護士界の一

部から、此等の非弁護士が弁護士の行ふべき職務を侵すことに対し、当局の厳格なる取締を要求するのは之を理解する事が出来る。然し、われわれは退いて考へねばならない。何故斯かる『三百』が跋扈するか。何故公衆は、有資格な弁護士が数多く居るに拘らず三百を使用するか。恐らく、それは一層簡便安価であるからではないか。少くとも一層簡便安価であると考へるからではないか。(略)一般公衆が弁護士に近寄るのは簡便でなく又安価でないと考へるのは、弁護士自身の従来の遣り方にも罪の半があるのではないか。』(同『現代法律思想の研究』改造社、一九二七年、三三五―三三七頁)

(11) たとえば、当時、弁護士が十分な法的サービスを提供していないという現状を是正するために、一定の資格を有する者に区裁判所における訴訟代理権を付与し「代言士」とすべきであるとの提案がなされていたのはその一例である。(『法律新聞』第一四七二号、一九一八年一月一〇日付)。この点に関連して、司法書士史編纂委員会編『日本司法書士史(明治・大正・昭和戦前編)』(日本司法書士会連合会、一九八一年)は、代書人の役割を強調する(二二九頁)。

(12) 左にいくつかの事例を挙げておこう。

① 東京弁護士会では早くからこの問題に取り組み、弁護士資格を有しない者による法律事務取扱に制裁を科するなどの弁護士法改正案を起草し、一九二二(明治四五)年三月五日、同法改正案を帝国議會に提出したが、貴族院で審議未了に終わった(前掲『日本弁護士沿革史』一三二頁)。その後、大正期中頃には、「例の三百屋と称する彼は屋は市郡を通じて六千人以上も散在」(『法律新聞』第一五二七号、一九一九年三月三日付)したという。これに対し、東京弁護士会常議員会は、一九二二(大正一〇)年、三百屋退治案として二つの決議案を可決した。すなわち、第一に、弁護士等の資格を有しない者が、利害関係のない法律事件等に関して、鑑定・勧誘・紹介・和解、その他に關与し、利を圖ることなどを処罰する取締法令の制定を警視庁に求め、第二に、いわゆる三百屋の仲介する法律事件に關与しないことなどを会員弁護士に求めるものであった(『法律新聞』第一八四一号、一九二二年六月三日付)。

② 大阪弁護士会は、一九九七(明治三〇)年五月の弁護士会会則改正により、会員が訴訟紹介により利を営む者からの訴訟事件の紹介を受けることを禁止した(大阪府弁護士会編『大阪府弁護士会史』大阪府弁護士会、一九八九年、一三〇頁)。そして、これ以後も、大阪弁護士会は訴訟紹介人の排除に一応の努力を積み重ねている。しかし、こと三百屋の排除という点では、これだけでは十

分な対策とは言い難い。なぜなら、訴訟紹介は三百屋の業務のほんの一部にすぎないからである。そもそも大阪弁護士会は、三百屋と弁護士との癒着の「温床」である複数事務所を設置について何ら禁止規定を設けていなかった。それどころか、一九〇三（明治三六）年会則改正では、他地方裁判所所属弁護士であつて大阪地方裁判所管内に事務所を設けた者を客員として受け入れている（前掲『大阪府弁護士会史』年表一四頁）。

その後、大阪弁護士会は、一九一九（大正八）年二月の臨時総会で三百屋取締について協議し、第一に、警察犯処罰令（府令第六四号）に債権を譲り受けて訴訟等をなすことを業とする者を処罰する条文を盛り込むこと、第二に、弁護士会則中に債権を譲り受けて請求をなすことを業とする者から事件の委任を受けることを禁止することを決議した（『法律新聞』第一六一六号、一九一九年一月一〇日付）。

③京都市弁護士会は、一九〇八（明治四一）年、三百代言問題に関する会則改正で総会を開催した（前掲『法曹百年史』七〇一頁）。その後、一九一九（大正八）年四月二日に開催された臨時総会は、一方で、弁護士の職務範囲を——「法律事務の代理、弁護、補佐、鑑定、顧問、仲裁其他権利の伸張防禦に關する一切の事務」にまで——拡張し、他方で、弁護士資格を有しない者が業として弁護士の職務に属する事項を行うことを処罰する規定を設けることを求める決議案を可決し、司法大臣に提出している（『法律新聞』第一五三五号、一九一九年四月一八日付）。

④名古屋弁護士会は、一八九九（明治三二）年会則改正により、訴訟紹介人から事件の紹介を受けることを禁止した。その後、一九〇二（明治三五）年会則改正により訴訟紹介人名簿の整備を決定し、同年九月に初めて訴訟紹介人名簿（三五八名登載）を作成・刊行した。これにより、弁護士が訴訟紹介人名簿に登載された者から事件の紹介を受けることはできなくなった。これに対し、同年一〇月、楯珠次郎が弁護士会全会員を相手取り訴訟紹介人名簿からの削除を求めるといふ事件も起きている。名古屋弁護士会は、その後も訴訟紹介人名簿の整備に努め、一九〇四（明治三七）年訴訟紹介人名簿を改訂刊行（四六五名登載）、一九〇九（明治四二）年訴訟紹介人名簿を改訂刊行（四二四名登載）している。しかし、一九二二（明治四五）年には訴訟紹介人名簿制度の廃止を決議している（後日撤回）。こうした経過から推して、弁護士と訴訟紹介人との癒着を断ち切るのはなかなか困難であつた

ようである。それでも、一九一三(大正二)年、改めて訴訟紹介人名簿を改訂(一五六名登載)、さらに一九二五(大正一四)年には「所謂三百代言人取締勵行方法三関スル委員会」を設置、一九二六(大正一五)年訴訟紹介人名簿を改訂(七二名)するという努力が積み重ねられた(名古屋弁護士会編『名古屋弁護士会史(戦前編)』名古屋弁護士会、一九九三年、三〇三頁以下)。

⑤横浜弁護士会は、一九一八(大正七)年七月、横浜地方裁判所長、同検事正の賛同を得て、三百屋処罰を求める上申書を知事に提出した。それを受けて、翌年九月一日、三百屋の取締規定を盛り込んだ警察犯処罰令(県令第七九号)が公布された。横浜弁護士会常議員会は、同県令の活用を図るために、「代書人の仲介に依る事件は一切之を取扱はざる事」、「弁護士に非ずして事件の取扱を業とする者の仲介に依る事件は之を取扱はざる事」、「弁護士に非ずして事件の取扱ひを業とする者を事務員と為す事を得ざる事」などを決議した(『法律新聞』第一五九九号、一九一九年九月二八日付)。

この間の経緯について、『法律新聞』は、次のように報じている。「横浜は恐らく全国中三百屋最も多き土地で、それが為めに横浜弁護士会に於ても随分以前から其取締法に就て腐心するところがあつた。其弊害の最も多いのは三百が自ら債権譲渡を受けて原告となつて法廷に立つが為めに、法律上之を排斥するに基だ面倒を感じたのみならず、また三百が弁護士の出張所といふ看板を利用して不正を行ひ、而かも東京弁護士中にも此不正手段を氣付かず其看板を出すので非常に始末が悪かつたのである。出張所は横浜市内にも沢山あるが、横須賀、小田原に最も多く、其大部分は横浜の弁護士が出て居る様である。出張所も真実の意義に於ての出張所ならば差支なく、所謂業務の発展ともいへやうが、前に述べたやうな意味で三百に利用されることになれば、決して出張所とはいへない。厳格にいへば訴訟紹介者に看板を貸すといふことになる。そこでこれが取締に就てはどうしても県警察令の発布を必要とするので、安斉横浜弁護士会会長は昨年九月迄に全国の各府県より右に関する地方令の送付を求め、十分に研究の上、同年九月五日横浜弁護士会の常議員会(略)に於ては神奈川県知事へ右警察令の発布を求むる為め、左の四ヶ条を決議して横浜地方裁判所検事正及同所長の賛成を得て、知事へ上申せしところ、それが今回の県警察令として発布になつた次第である。」(『法律新聞』第一六〇一号、一九一九年一〇月三日付)

⑥長野弁護士会も、会則で所屬弁護士が三百屋に看板貸しする——形式上は三百屋を出張所事務員とする——ことを禁じている。

この会則に違反した所属弁護士が懲戒処分を受けたという事例があるので、次に簡単に紹介しておこう。すなわち、長野地方裁判所所属弁護士吉野勝六は、大町区裁判所のある長野県北安曇郡大町字九日町の真鳥通至方を出張事務所とし、長野弁護士会長の認許なく、真鳥を事務員として一切の事務を取り扱わせた。懲戒裁判所の認定事実によれば、一九二一（大正一〇）年五月頃から翌年五月下旬までの間、真鳥は、吉野の訴訟用印章や用紙類を使用し、督促手続事件・民事訴訟事件・非訟事件等を受任し、吉野名義でこれら事件に関する申請書・訴状・その他所要の書類を作成し大町区裁判所に提出しただけでなく、依頼人から手数料または成功謝金を取得した。真鳥はこの中から約三五〇円を吉野に報酬として支払った。以上の事実が、長野弁護士会則違反と認定されたのである（一九三二年九月二八日東京控訴院懲戒裁判所判決、同年二月二三日付『官報』三〇八六号）。

(13) 『静岡民友新聞』一九三二年九月二〇日付。

(14) 越崎昇太郎は、一八八八（明治二一）年三月一〇日、鳥取県東伯郡橋津村に生まれる。中央大学卒業。一九一九（大正八）年二月、弁護士試験に合格。翌年、公証人に任ぜられ、静岡市追手町に事務所を置く。公証人免職後、二一年八月、東京地方裁判所所属弁護士となる。二三年一〇月、静岡市で開業し、静岡市追手町に事務所を置く。四九（昭和二四）年九月、静岡県弁護士会初代会長に就任。六〇年三月二日、死去。（前掲・橋本「静岡県代言人・弁護士人名一覽」七〇頁）

(15) 村松甚一郎は、一八八七（明治二〇）年五月二三日、静岡県志太郡高洲村に生まれる。明治大学卒業。一九一八（大正七）年、弁護士登録し、静岡市紺屋町に事務所を置く。四五（昭和二〇）年六月二四日、死去。（前掲・橋本「静岡県代言人・弁護士人名一覽」八一頁）

(16) 水谷団治（次）は、一八八六（明治一九）年八月二四日、静岡県安倍郡不二見村の元徳川藩士・天野家に生まれる。一九〇一年、水谷家に養嗣子として入籍。名古屋第八高等学校独逸法科に入学するも、家事の都合により中央大学に転じる。同大学卒業後直ちに司法官となり、検事に任官。二二（大正一一）年二月、弁護士を開業し、静岡市一番町に事務所を置く。その後、市会議員等を歴任。

四四（昭和一九）年七月二日、死去。（前掲・橋本「静岡県代言人・弁護士人名一覽」八一頁）

(17) 前掲『五〇年』一二二頁。

- (18) 『静岡新報』一九二三年六月二十五日付。
- (19) 『静岡新報』一九二三年一〇月六日付。
- (20) 前掲「六十年を顧みて」一七頁。
- (21) 島田宅次(二)郎は、一八七五(明治八)年二月三日、静岡県田方郡伊東町の佐藤家に生まれ、間もなく島田家の養嗣子となる。小学校卒業後、伊東町にある英語講習所で学ぶ。九三年四月、静岡師範学校に入学するも途中退学。九六年九月、英吉利法律学校(一九〇三年東京法学院大学、〇五年中央大学に改称)および国民英学会に入学。一九〇〇(明治三三)年一二月、判検事登用試験と弁護士試験に合格。間もなく東京の岡崎正也弁護士事務所に入り、弁護士業務に就く。〇六年八月、沼津市城内で開業(静岡への登録換えは二二年一月)。二三(大正一二)年沼津市会議員選挙に当選。のち市議長を務める。(前掲・橋本「静岡県代言人・弁護士人名一覽」七三頁、『法律新聞』第一九五三号、一九二二年三月三日付)
- (22) 佐藤章次は、浜松市で弁護士開業。浜松新聞社社長、静岡県会議員等を歴任。日本で最初の普通選挙となった一九二六(大正一五)年九月の浜松市会議員選挙に政友会から立候補するも落選。(前掲・橋本「静岡県代言人・弁護士人名一覽」七三頁)
- (23) 中田駿郎は、一八八二(明治一五)年静岡県榛原郡勝間田村に生まれる。一九〇一年中央大学卒業。〇二年弁護士登録。〇四年七月弁護士事務所を開設。その後、静岡市会議員、市議長等を歴任し、三〇(昭和五)年には衆議院議員に初当選した。その一方で、日蓮主義を標榜し、長年にわたり、社団法人救護会会長として廃兵救助・貧民児童保護等の事業に取り組む。とくに静岡託児所(静岡市住吉町)、自助館(清水市)での託児事業には夫婦ともども尽力した。五七(昭和三二)年死去。(前掲・橋本「静岡県代言人・弁護士人名一覽」七七頁)
- (24) 高柳覚太郎は、一八六七(慶応三)年生まれ。一八九〇(明治二三)年東京で代言人免許を取得し、浜松市鴨江町で開業。以後、浜松市会議員や衆議院議員を歴任。(前掲・橋本「静岡県代言人・弁護士人名一覽」七六頁)
- (25) 井上剛一は、一八六八(明治元)年和歌山県学文路村に水木庸則の次男として生まれる(のち井上又左衛門の養子となる)。八〇年初めて文字に親しむ。八三年和歌山中学校入学。翌年師範学校に転校し卒業。八六年東京英語学校高等普通科入学。翌八七年英吉利

法律学校に転校。八九年代代人試験に合格し、翌年代代人免許を取得。浜松町愛宕下で開業。その後、彼は、憲政会・民政党系の政治家として活躍し、衆議院議員、浜松市会議員などを歴任。(前掲・橋本「静岡県代代人・弁護士人名一覽」六七頁)

(26) 前掲『静岡県弁護士会史』三二頁。

(27) 当時、浜松市で開業していた大石力弁護士は、この問題に言及するなかで若手弁護士たちの積極的取り組みを強調し、「浜松でも、われわれは若い者として率先して会則改正の努力をした。むしろ若い者のほうが熱心でしたね」と述べている(前掲『静岡県弁護士会史』三二頁)。

(28) 前掲『静岡県弁護士会史』三二頁。

(29) 信託法(一九二二年四月二日公布法律第六二号)の第一条(信託訴訟の禁止)を根拠とする無効の抗弁ではないかと思われるが、詳細は不明である。

(30) 沢瀬義雄氏の発言(前掲『静岡県弁護士会史』三二頁)。

(31) 前掲『五〇年』二五頁。

(32) 三百屋の中にはさまざまなき残り策をたてる者もいたようである。再び沢瀬義雄氏の証言である。すなわち、三百屋の中には、会則改正のために「事務所を閉鎖しなきゃならなくなった」ということで、今度は弁護士さんを連れてきて掛川へ住ませ、自分のいるところを事務所を提供して、ある程度の事件をさばくという方法をとった方もありました(前掲『静岡県弁護士会史』三四頁)。

(33) 会則改正によって弁護士と三百屋との癒着が断ち切られたとしても、これによって三百屋そのものが地域社会から消滅したわけではなかった。地域社会と在野法曹界との間に法的サービスをめぐる需供ギャップが存在する限り、三百屋を生み出す社会的土壌は決してなくなるからである。その一つの証左となることを期待して、次に会則改正以後、地元新聞に登場した三百屋の記事を紹介しておこう。(なお、引用文中の傍点は引用者が付した。また、裁判長・弁護人等を除き人名はすべて仮名である。)

①「三百代言共謀して横領」、『静岡民友新聞』一九二四年六月二二日付)

浜松市伊場岡野金太郎(五〇)・森本藤平(四八)の両名は、三百代言が本業で法規に疎い人々を欺き、両名牒し合せ善良なる債務者

を威嚇し、整理に名を藉りて横領せる其額三千円に上つて居る事が最近浜松署の知る所となり、二十一日朝同署刑事の手に取押へられ取調べの結果、逐一罪状判明し、午後浜松区裁判所検事局に送られた。

②「法律を悪用し恐喝して詐欺」(「静岡民友新聞」一九二五年一〇月二十六日付)

資格なき法律知識を悪用し吸血魔の如き物凄い犯罪を悠々遂行した(略)貿易事務代弁業及び法律事務所事務員湊正三(三六)(略)にかかる恐喝、誣告詐欺被告事件第一回公判は、愈々今二十六日静岡地方裁判所田沼裁判長係り、鈴木、堀、中野三弁護士出廷の上開廷される。事件中の元凶と目されている被告正三は、(略)清水市に転じ、同市辻町に東京武市事務所なる怪し気な看板を掲示し、数名の弁護士の姓名を列記し自ら米國法学士又は前東和銀行法律顧問弁護士と詐称して、同事務所に於て不動産競売事件其他訴訟事件を取扱(略)。

③「法学士弁護士……と詐称して豪遊」(「静岡民友新聞」一九二六年三月二日付)

十八日午前十時頃、志太郡藤枝町新地貸座敷業山泉樓へ、自動車にて年齢三十二三歳位の顎髭フロック山高着用の自称大日本副業通信社顧問法学士弁護士広瀬武男と称する紳士(略)登樓し、芸妓数名を招んで盛んに大尺風を吹かす。挙動不審の者あるので、所轄藤枝署では、十九日午前二時頃、(略)現場へ急行し右の者を引致取調べると、此の紳士は法学士弁護士とは真赤の嘘で、本籍長野県松本市東町一丁目平民農又右衛門弟広瀬武男(三二)と云つて、当時榛原郡金谷町に居住(略)、同町を中心に堀之内、島田、藤枝方面に涉りて争ひ事の仲裁に入りては多額の口銭を捲き上げてゐた。

④「正式裁判で又悪事露頭」(「静岡民友新聞」一九二八年一月一日付)

浜松市八幡町総代橋本又五郎(三〇)は三百代言として悪事を働いてゐた事判明し、浜松署で拘留二十日に処せられたが、それを不服として正式裁判を仰いだ処、再取調べの結果、市内山下町松本与作から依頼されて浜名郡中野町村伊藤茂に返済する三十円を横領した事発覚。十四日一件書類のみ送局された。

⑤「偽弁護士／数十ヶ所から金を詐取」(「静岡民友新聞」一九二八年五月六日付)

田方郡三島署で検挙取調中の偽弁護士、原籍兵庫県多記郡福住村字福住尾崎栄三(三〇)は、数年前、東京市玉木弁護士の事務員を

なし、其後東京々橋区木挽町沼畑弁護士事務所に出入し、訴訟手続上の事務に通じてゐるところから、各地で弁護士と偽り詐欺を働き、昨年末三島町に流れ込み、同町芝町渡辺元平方に同居し、江畑弁護士と偽称して、同町芝町加藤みよ、風間昇、同市ヶ原宮本又兵衛、同町六反田諏訪部某外数ヶ所から訴訟費及取立代金約四百円を詐取し遊興したこと判明したが、引続き余罪取調中。

⑥「生活に追はれて遂に貯金詐欺を企つ／高橋は日大を半途退学した男／観念して罪状全部を自白」〔静岡民友新聞〕一九二八年一月六日付)

四日午後三時四十分頃、静岡郵便局に到り、五十銭預入の貯金通帳を二千円五十銭に改竄して貯金詐欺を企て発覚して静岡署の手に捕はれた犯人は、静岡署の嚴重取調を受けたが、原籍氏名其他一切口を緘して語らなかつたが、五日朝に到り、到底その犯跡をくらす事が出来ぬと犯行一切を自供したが、此奴は原籍東京市麻布区六本木一番地当時府下北豊島郡瀧の川町瀧町一六〇六番地無職高崎幸治(二五)といひ、大正十二年の震災当時には日本大学二年生で通学して居り、震災後退校して某弁護士の書生を勤め、其後妻を迎へて現住所に引移り、夫婦の間には一子を挙げ、二三年以来三百代言に等しき事をして生活を立て、いたが昨今の不景氣と義妹が食客して来てゐるので生計次第に困難となり、不義理の借財もかさんで来た。

⑦「童貞蹂躪の／訴訟を起こすと／嫁いだ情婦の兄を脅し／恐喝未遂で検挙さる」〔静岡新報〕一九三一年六月一日付)

志太郡東益津村閩方区吉田刀太郎(二七)は、去る大正十三年に横須賀海兵団に入団したが、その年に家付近に茶摘として雇はれてきた郡下小川村小沢はる(二四)となさぬ仲となり、末は夫婦の固い約束を交し、その後六年の兵役を終へ、昨年五月無事除隊したが、刀太郎は以来その女の事を忘れず帰省と共に結婚を申し込んだ処、前記はるは四年前に駿東郡下某寺院に嫁し、既に三人の子供を設けてゐる事が判つたので、刀太郎は最近に到りて静岡市安倍町杉山博(二四)に依頼し、結婚不履行訴訟費用及び世話料として金四十五円を渡し同女の兄熊田郎に交渉せしめた処、杉森は「貞操蹂躪と云ふ事もあるが、これは明かに童貞蹂躪だ。訴訟をするが、お前の家には財産があるので、一万円位は取れるが、それも苛酷だから三千円から六千円位は貰はねばならぬ」と脅したので思案に暮れ、遂に同村駐在所にこの事情を告げた事から発覚し、所轄藤枝署では杉山を恐喝未遂として目下嚴重取調中である。

(34) 複數事務所の設置禁止については、静岡県内では例外なく遵守されていたが、他府県に出張事務所を設けるといふ形での逸脱行為は

存在した。たとえば、静岡市内で開業していた山田豊弁護士は、東京府赤坂区青山に東京出張所を開設していた(『静岡新報』一九二九年一〇月一日付)。しかし、これは静岡弁護士会則違反ではなかった。

(35) 前掲『日本弁護士沿革史』一三二頁。

(36) 『静岡新報』一九三〇年六月二十四日付、一〇月六日付。なお、前掲『日本司法書士史』二二九頁、参照。

(37) 周知のように、現行弁護士法は、旧弁護士法と「法律事務取扱ノ取締ニ関スル法律」を一体化させた内容になっている。すなわち、同法第一章「法律事務の取扱に関する取締」は、非弁護士による法律事務の取扱を禁止し(七二条)、譲り受けた権利の実行を業とすることを禁止する(七三条)とともに、非弁護士による虚偽標示等を禁止している(七四条)。さらに同法二七条は、弁護士が七二条から七四条に規定に違反する者から事件の周旋を受けたり、あるいはこれらの者に自己の名義を利用させることを禁止している。

(38) なお、一九二六(大正一五)年、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」の制定に当たり、司法省は取締対象となる「暴力団体」の中に三百屋を含めていた。その限りで、同法は三百屋取締立法という性格も有していたが、その実効性の程度は不明である(『帝国議会衆議院委員会議事録』四九、臨川書店、一九八八年、二三六頁、二四〇頁)。

(39) 鈴木信雄は、今回の会則改正問題での「この危なっかしい議長ぶりを見せられた会員が、登録順などという慣例を改めて、経験や、貫禄の十分な会長をつくらなければ駄目だ」という意見が期せずして起こったのである(前掲『静岡県弁護士会史』四頁)。

(40) 中野福三郎が会長に就任した時期は特定できないが、『静岡民友新聞』一九二四年一月五日付の記事の中にすでに「静岡弁護士会会長中野福三郎」の記載を見ることができた。したがって、一〇月上旬に鈴木が会長を辞任した後、遅くとも一二月下旬までに中野福三郎が新会長に就任したと推測される。

(41) この点に関する鈴木信雄の回想を引用しておこう(なお、一部に筆者がすでに本文中で述べた内容と食い違う発言があることに留意されたい)。すなわち、「従来浜松や、沼津の諸君が会長などに全然関心を示していなかったことから、静岡から会長を出す特権があ

るように錯覚していた静岡は、浜松、沼津に意見を聞くことも、一言の諮ることもなく次の総会に静岡の元老株の中から会長候補を出すことにしたことから、この動きをいち早く察知した浜松、沼津の先輩の先生たちが大むくれに反抗して、静岡に気づかれぬように秘かに画策して、総会当日浜松、沼津の全会員を突如動員して押しかけてきて、静岡の会員が予想しなかった動きにあれあれと狼狽している間に、多数決で浜松在住の先生を会長に選出してしまった。これには静岡も啞然としたが、黙って引き下がる訳にはいかないとということから、先輩の先生方の招集で何回も会合を開いた結果、新会長に一切協力しないことを決議するは勿論、会長が会の事務所である静岡の弁護士控室に來ても静岡の会員が立ちはだかつて入室を断わって止むなく引きかえさせてしまう。果ては、浜松、沼津の先生方が静岡の裁判所の法廷に來ても、弁護士控室には一歩も入らせない」(前掲『静岡県弁護士会史』四頁)。

(42) 前掲『静岡県弁護士会史』五頁。